

## 2021 年度 聖隷浜松病院産婦人科研修プログラム

※本プログラムは日本専門医機構が認定する専門研修プログラム整備基準（産婦人科：2020年2月21日改訂版）および2017年度以降に研修を始める専攻医のための研修カリキュラムに準拠している

([http://www.jsog.or.jp/modules/specialist/index.php?content\\_id=29](http://www.jsog.or.jp/modules/specialist/index.php?content_id=29))

### 1. 理念と使命

#### ①産婦人科専門医制度の理念

産婦人科専門医制度は、産婦人科専門医として有すべき診療能力の水準と認定のプロセスを明示する制度である。そこには医師として必要な基本的診療能力（コアコンピテンシー）と産婦人科領域の専門的診療能力が含まれる。そして、産婦人科専門医制度は、患者に信頼され、標準的な医療を提供でき、プロフェッショナルとしての誇りを持ち、患者への責任を果たせる産婦人科専門医を育成して、国民の健康に資する事を目的とする。

特に本プログラムでは、基幹病院である聖隷浜松病院において本邦の標準治療や先進的な医療を経験し学ぶと共に、地域医療を担う連携病院や高度医療を担う大学病院と連携し研修を行うことで、地域での医療事情を理解し、それぞれの地域の実情に合わせた実践的な医療も行えるような人材の育成を行う。

#### ②産婦人科専門医の使命

産婦人科専門医は産婦人科領域における広い知識、錬磨された技能と高い倫理性を備えた産婦人科医師である。産婦人科専門医は常に最新の情報を学び、自己研鑽し、産婦人科医療の水準を高めて、女性を生涯にわたってサポートすることを使命とする。産婦人科専門医研修後は標準的な医療を安全に提供し、疾病の予防に努めることのみならず、将来の医療の発展のために基礎研究や臨床研究に積極的に関わることが求められる。

### 2. 専門研修の目標

#### ①専門研修の成果

専門研修修了後の産婦人科専門医は、生殖・内分泌領域、婦人科腫瘍領域、周産期領域、女性のヘルスケア領域の4領域にわたり、十分な知識・技能を持ち、標準的な医療の提供を行う。また、産婦人科専門医は必要に応じて産婦人科領域以外の専門医への紹介・転送の判断を適切に行い、産婦人科領域以外の医師からの相談に的確に応えることのできる能力を備える。産婦人科専門医はメディカルスタッフの意見を尊重し、患者から信頼され、地域医療を守る医師である。

そのため、以下の内容が求められる。

- ・ 標準的な医療を提供する
- ・ 患者および家族から信頼される
- ・ 女性を生涯にわたってサポートする
- ・ 産婦人科医療の水準を高める
- ・ 疾病の予防に努める
- ・ 地域医療を守る

本プログラムによる研修終了後は、当院もしくは、関連する病院および大学病院での Subspecialty 領域の専門医研修や大学院での研究を開始するに必要な能力を有し、希望によりそれらのプログラムに参加することができる。

## ②到達目標

### i 専門知識

詳細は「2017年度以降に研修を始める専攻医のための研修カリキュラム」参照

聖隷浜松病院産婦人科研修プログラムでは知識を単に暗記するだけでなく、知識を駆使して一人一人の患者の全身状態、社会的特性に配慮しそれぞれに最適な医療を提供する計画を立案し実行する能力の習得をもって目標への到達とする。

#### ・総論

女性生殖器の発生、解剖、生理、病理、さらに、胎児・新生児の生理・病理を理解する。また、女性生殖器と関連の深い臓器についても十分に理解する。

#### ・生殖・内分泌領域

排卵・月経周期のメカニズム（視床下部—下垂体—卵巣系の内分泌と子宮内膜の周期的変化）を十分に理解する。その上で、排卵障害や月経異常とその検査、治療法を理解する。生殖生理・病理の理解のもとに、不妊症、不育症の概念を把握する。妊孕性に対する配慮に基づき、適切な診療やカウンセリングを行うのに必要な知識を身につける。また、生殖機能の加齢による変化を理解する。

#### ・周産期領域

妊娠時、分娩時、産褥時等の周産期において母児の管理が適切に行えるようになるために、母児の生理と病理を理解し、保健指導と適切な診療を実施するのに必要な知識を身につける。

#### ・婦人科腫瘍領域

女性生殖器に発生する主な良性・悪性腫瘍の検査、診断、治療法と病理病態を理解する。

性機能、生殖機能の温存の重要性を理解する。がんの早期発見、とくに、子宮頸癌のスクリーニング、子宮体癌、卵巣癌の早期診断の重要性を理解する。

・女性のヘルスケア領域

思春期、性成熟期、更年期、老年期の生理およびライフステージ特有の疾患の病態を理解し、適切な診療を実施するのに必要な知識を身につける。

ii 専門技能（診察、検査、診断、処置、手術など）

詳細は資料1「2017年度以降に研修を始める専攻医のための研修カリキュラム」参照  
聖隷浜松病院産婦人科研修プログラムでは、本カリキュラムの診断・知識技能修得は最低限必要なものであり、修得するまでの最短期間は3年間（基幹施設での6ヶ月以上の研修を含む）であるが、修得が不十分な場合、研修期間を1年間延長できる。一方でカリキュラムの技術を修得したと認められた専攻医には積極的に Subspecialty 領域専門医取得に向けた技能教育を開始する。

・総論

下の診察と所見の記載ができる。

- 1) 視診
- 2) 双合診、直腸診等の触診
- 3) 新生児の診察
- 4) その他の理学的診察
- 5) 経膣・経腹超音波検査

・必要な検査をオーダーし、その結果を理解し、診療することができる。検査結果をわかりやすく患者に説明することができる。

- 1) 一般的検査
- 2) 産婦人科の検査

・基本的治療法・手技について適応を判断し、実施できる。

- 1) 呼吸循環を含めた全身の管理
- 2) 術前・術後管理（摘出標本の取り扱い・病理検査提出を含む）
- 3) 注射、採血
- 4) 輸液、輸血
- 5) 薬剤処方
- 6) 外来・病棟での処置

・救急患者のプライマリケアができる。

- 1) バイタルサインの把握、生命維持に必要な処置
  - 2) 他領域の専門医への適切なコンサルテーション、適切な医療施設への搬送
- ・産婦人科領域の処置、手術ができる（専攻医終了要件参照）。
- 1) 正常分娩の取り扱い
  - 2) 異常分娩への対応
  - 3) 帝王切開の執刀・助手
  - 4) 腹式単純子宮全摘の執刀
  - 5) その他の基本腔式、腹式、腹腔鏡下手術の執刀または助手
  - 6) 生殖医療における処置の担当（術者）、助手または見学
- ・患者の特性を理解し全人的にとらえ、患者家族、医療関係者との信頼関係を構築し、コミュニケーションを円滑に行うことができる。
- 1) 既往歴、家族歴聴取、回診時における患者とのコミュニケーション
  - 2) 患者、家族への Informed Consent(IC)
  - 3) 他の医師やメディカルスタッフの意見の尊重

### iii 学問的姿勢

医学・医療の進歩に遅れることなく、常に研鑽、自己学習する。患者の日常的診療から浮かび上がるクリニカルクエスチョンを日々の学習により解決し、今日のエビデンスでは解決し得ない問題は臨床研究に自ら参加、もしくは企画する事で解決しようとする姿勢を身につける。学会に積極的に参加し、基礎的あるいは臨床的研究成果を発表する。得られた成果は論文として発表して、公に広めると共に批評を受ける姿勢を身につける。

聖隷浜松病院産婦人科研修プログラムに参加する施設のいくつかは多施設共同臨床研究に参加しており、研修の一環として臨床試験のプロトコールに則った診療を行うことで、専門医取得後に自らが臨床試験を主体的に実施する能力を養う。基幹病院、連携病院、連携施設（地域医療）、連携施設（地域医療-生殖）のいずれにおいても学会に出席し、自らも発表する機会を積極的に与える。

### iv 医師としての倫理性、社会性など

- 1) 医師としての責務を自律的に果たし信頼されること（プロフェッショナリズム）

医療専門家である医師と患者を含む社会との契約を十分に理解し、患者、家族から信頼される知識・技能および態度を身につける。

指導医である主治医とともに患者・家族への診療に関する説明に参加し、研修終了予定の年度においては指導医のバックアップのもと自らが患者に説明するスキルを身につける。

- 2) 患者中心の医療を実践し、医の倫理・医療安全に配慮すること  
患者の社会的・遺伝学的背景もふまえ患者ごとに的確な医療を実践できる。医療安全の重要性を理解し事故防止、事故後の対応がマニュアルに沿って実践できる。  
インシデントレポートの意義を理解し、これを積極的に活用する。患者に何らかの危険が生じた場合にはその経験と反省を共有し次の機会には安全な医療を提供できるようにする。
- 3) 臨床の現場から学ぶ態度を修得すること  
臨床の現場から学び続けることの重要性を認識し、その方法を身につける。  
医師は臨床の現場から学ぶことが多く、それらは尽きることがない事を自覚する。「患者から学ぶ」を言葉のみならず、常に意識し実践できるようにする。
- 4) チーム医療の一員として行動すること  
チーム医療の必要性を理解しチームのリーダーとして活動できる。的確なコンサルテーションができる。他のメディカルスタッフと協調して診療にあたることができる。建設的な発言をためらわずに行うことができるとともに、他のスタッフの意見を受け入れ、議論を通してよりよい医療をチームとして提供できる。
- 5) 後輩医師に教育・指導を行うこと  
自らの診療技術、態度が後輩の模範となり、また形式的指導・達成度評価が実践できる。教えることが学ぶことにつながる経験を通し、先輩からだけでなく後輩からも常に学ぶ姿勢を身につける。
- 6) 保健医療や主たる医療法規を理解し、遵守すること  
健康保険制度を理解し保健医療をメディカルスタッフと協調し実践する。医師法・医療法（母体保護法[人工妊娠中絶、不妊手術]）健康保険法、国民健康保険法、老人保健法を理解する。診断書、証明書が記載できる（妊娠中絶届出を含む）。

### ③経験目標（種類、内容、経験数、要求レベル、学習法および評価法等）

#### i 経験すべき疾患・病態

「2017年度以降に研修を始める専攻医のための研修カリキュラム」参照

聖隷浜松病院産婦人科研修プログラムでは、基幹施設で経験しにくい疾患については主に地域医療を支える連携医療機関で十分に経験できるようにローテート先を考慮する。

#### ii 経験すべき診察・検査等

「2017年度以降に研修を始める専攻医のための研修カリキュラム」参照

聖隷浜松病院産婦人科研修プログラムでは経験すべき診察・検査等は必要十分に経験可能である。

#### iii 経験すべき手術・処置等

施設群内の外勤で経験する分娩、帝王切開、腹腔鏡下手術、生殖補助医療などの全ての研修はその時に常勤している施設の研修実績に加えることができる。

- a) 分娩症例 150 例以上、ただし以下を含む ((4)については(2) (3) との重複可)
  - (1) 経膈分娩；立ち会い医として 100 例以上
  - (2) 帝王切開；執刀医として 30 例以上
  - (3) 帝王切開；助手として 20 例以上
  - (4) 前置胎盤症例(あるいは常位胎盤早期剥離症例)の帝王切開術執刀医あるいは助手として 5 例以上
- b) 子宮内容除去術、あるいは子宮内膜全面搔爬を伴う手術執刀 10 例以上 (稽留流産を含む)
- c) 腔式手術執刀 10 例以上 (子宮頸部円錐切除術、子宮頸管縫縮術を含む)
- d) 子宮付属器摘出術 (または卵巣嚢胞摘出術) 執刀 10 例以上 (開腹、腹腔鏡下を問わない)
- e) 単純子宮全摘出術執刀 10 例以上 (開腹手術 5 例以上を含む)
- f) 浸潤がん (子宮頸がん、体がん、卵巣がん、外陰がん) 手術 (執刀医あるいは助手として) 5 例以上
- g) 腹腔鏡下手術 (執刀あるいは助手として) 15 例以上 (上記 d、e と重複可)
- h) 不妊症治療チーム一員として不妊症の原因検索 (問診、基礎体温表判定、内分泌検査オーダー、子宮卵管造影、子宮鏡等)、あるいは治療 (排卵誘発剤の処方、子宮形成術、卵巣ドリリング等) に携わった (担当医、あるいは助手として) 経験症例 5 例以上
- i) 生殖補助医療における採卵または胚移植に術者・助手として携わるか、あるいは見学者として参加した症例 5 例以上
- j) 思春期や更年期以降女性の愁訴 (主に腫瘍以外の問題に関して) に対して、診断や治療(HRT 含む)に携わった経験症例 5 例以上 (担当医あるいは助手として)

聖隷浜松病院産婦人科研修プログラムでは、修了要件の 2-3 倍以上の症例を 3 年間で経験可能である。ただし、経験数が多ければ必ずしも技能を修得できるわけではないため、個々の修得状況に合わせて個別に技能を修得することを目標とする。3 年を待たずして技能を修得できたと判断する場合にはより高度な技能の経験を開始する。

#### iv 地域医療の経験 (病診・病病連携、地域包括ケア、在宅医療など)

- ・ 地域医療の経験のために、産婦人科専門研修制度の他の専門研修プログラムも含め基幹施設となっておらず、かつ東京 23 区および政令指定都市以外にある連携施設または連携施設 (地域医療)<sup>註1)</sup> で 1 ヶ月以上の研修を行うことを必須とする。ただし、専門研修指定医のいない施設 (但し専門医の常勤は必須) での研修は通算 12 ヶ月 (研修期間が 3 年を超える場合には延長期間の研修を当該連携施設で行うことは可とする) とし、その

場合、専攻医の研修指導体制を明確にし、基幹施設や他の連携施設から指導や評価を行う担当指導医を決定する。担当指導医は少なくとも1-2ヶ月に1回はその研修状況を確認し、専攻医およびその施設の専門医を指導する。なお、連携施設（地域医療-生殖）での研修は、専門研修指導医のいない施設での研修12ヶ月以内に含める。

- ・ 地域の医療資源や救急体制について把握し、地域の特性に応じた病診連携、病病連携のあり方について理解して実践できる。
- ・ 例えば、妊婦の保健指導や相談、支援に関与する。子育てが困難な家庭を把握して、保健師と協力して子育て支援を行うことができる。
- ・ 例えば、婦人科がん患者の緩和ケアなど、ADLの低下した患者に対して、在宅医療や緩和ケア専門施設などを活用した医療を立案する。

\* 注1) 連携施設（地域医療）：専門研修指導医が在籍していないが専門医が常勤として在籍しており、基幹施設または他の連携施設の指導医による適切な指導のもとで、産婦人科に関わる地域医療研修を行うことができる施設。産婦人科専門研修制度の他の専門研修プログラムも含め基幹施設となっておらず、かつ政令指定都市（東京23区を含む）以外にある施設。

\* 注2) 専門研修指導医が常勤として在籍しておらず、かつ、産婦人科に関わる必須の地域医療研修を行うことはできないが、専門医が常勤として在籍しており、基幹施設または他の連携施設の指導医による適切な指導のもとで、地域における生殖補助医療の研修を行うことができる施設。

## v 学術活動

以下の2点が修了要件に含まれている。（注1）

- ・ 日本産科婦人科学会中央専門医制度委員会が定める学会・研究会（注2）で筆頭者として1回以上発表していること。
- ・ 日本産科婦人科学会中央専門医制度委員会が定める医学雑誌に筆頭著者として論文1編以上発表していること。（注3）

注1) 学術活動は医師臨床研修（初期研修）中のものも修了要件に含めることができる

注2) 日本産科婦人科学会中央専門医制度委員会で承認され、参加すると日本産科婦人科学会点数あるいは日本専門医機構単位が付与されるもの。

注3) 原著・総説・症例報告のいずれでもよいが、抄録、会議録、書籍などの分担執筆は不可である。査読制（編集者による校正を含む）を敷いている雑誌であること。査読制が敷かれていれば商業誌も可であるが院内雑誌は不可である。但し医学中央雑誌またはMEDLINEに掲載されており、かつ査読制が敷かれている院内雑誌は可とする。

聖隷浜松病院産婦人科研修プログラムでは、基幹施設研修中には1回以上の産婦人科関連学会での学会発表を専攻医に行わせることを義務づける。さらに、短期間（概ね6ヶ月以内）の連携施設での研修を除き、連携施設においても1回以上の学会発表の機会を専攻医

に与える事を努力目標とする。論文は、専攻医一人一人に担当指導医をつけ、研修終了までに論文作成が行えるよう責任を持って指導する。

### 3. 専門研修の方法

#### ①臨床現場での学習

- ・ 週1回以上の診療科におけるカンファレンスおよび関連診療科との合同カンファレンスを通して病態と診断過程を深く理解し、治療計画作成の理論を学ぶように指導する。
- ・ 月に1回以上の抄読会や勉強会を実施する。抄読会や勉強会は他の施設と合同で行う場合も考えられる。インターネットによる情報検索の指導を行う。
- ・ 超音波断層法、子宮鏡、コルポスコピーなど検査の指導を行。
- ・ 積極的に手術の執刀・助手を経験させる。その際に術前のイメージトレーニングと術後の詳細な手術記録を実行させる。
- ・ 手術手技をトレーニングする設備や教育DVDなどの充実をはかる。
- ・ 2年次以後に外来診療が行えるように、ガイドラインなどを用いて外来診療のポイントを指導する

指導医は上記の事柄について、責任を持って指導する。本プログラムにおいては基幹施設である聖隷浜松病院産婦人科で6ヶ月以上24ヶ月の研修を行う(標準プログラムでは24ヶ月の研修である)。また、1つの連携施設での研修は通算24ヶ月以内である。

#### ②臨床現場を離れた学習(各専門医制度において学ぶべき事項)

日本産科婦人科学会の学術集会(特に教育プログラム)、日本産科婦人科学会のe-learning、連合産科婦人科学会、各都道府県産科婦人科学会などの学術集会、その他各種研修セミナーなどで、下記の機会を作る。

- ・ 標準的医療および今後期待される先進的医療を学習する機会
- ・ 医療安全等を学ぶ機会
- ・ 指導法、評価法などを学ぶ機会

#### ③自己学習(学習すべき内容を明確にし、学習方法を提示)

優れた教科書や、最新の「産婦人科研修の必修知識」を熟読し、その内容を基本から深く理解する。また、産婦人科診療に関連する各種ガイドライン(婦人科外来、産科、子宮頸がん治療、子宮体がん治療、卵巣がん治療、生殖医療、ホルモン補充療法など)の内容を把握する。また、e-learningによって、産婦人科専攻医教育プログラムを受講することもできる。さらに、教育DVD等で手術手技を研修できる。



#### ④専門研修中の年度毎の知識・技能・態度の修練プロセス

##### I 専門研修1年目

内診、直腸診、経膈超音波検査、通常超音波検査、胎児心拍モニタリングの解釈ができるようになる。正常分娩、通常の帝王切開、子宮内容除去術、子宮付属器摘出術を指導医・上級医の指導のもとで実施することができる。

##### II 専門研修2年目

妊婦健診および婦人科の一般外来ができるようになる。正常および異常な妊娠・分娩経過を判別し、問題のある症例については指導医・上級医に確実に相談できるようになる。正常分娩を一人で取り扱える。指導医・上級医の指導のもとで通常の帝王切開、腹腔鏡下手術ができる。指導医・上級医の指導のもとで患者・家族からのICを取得できるようになる。

##### III 専門研修3年目

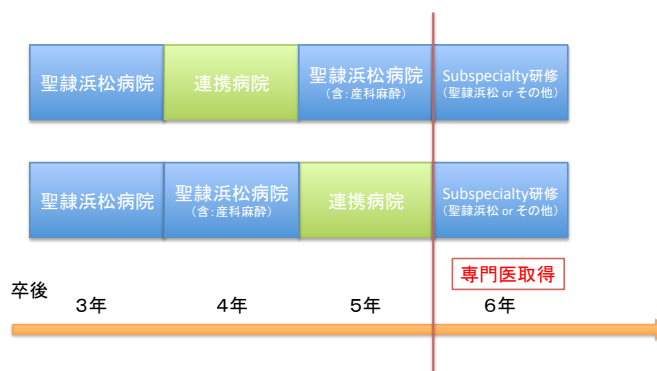
3年目には専攻医の修了要件全てを満たす研修を行う（専攻医修了要件参照）。帝王切開の適応を一人で判断できるようになる。通常の帝王切開であれば同学年の専攻医と一緒にできるようになる。指導医・上級医の指導のもとで前置胎盤症例など特殊な症例の帝王切開ができるようになる。指導医・上級医の指導のもとで癒着があるなどやや困難な症例であっても、腹式単純子宮全摘術ができる。悪性手術の手技を理解して助手ができるようになる。一人で患者・家族からのICを取得できるようになる。

以上の修練プロセスはモデルで有り、専攻医の達成程度により研修年にとらわれずに柔軟に運用する。3年という期間で研修を終了することが目的ではなく、専門医にふさわしい知識・技能・態度を最終的に修得することを目的とする。ただし、聖隷浜松病院産婦人科研修プログラムでは専攻医の研修に十分な症例数を有するため、通常はモデル修練プログラムに先行して知識・技能・態度を修得できると考えている。修得が早い専攻医には3年に満たなくとも次のステップの研修（Subspecialty 領域研修）を経験させる方針である。

#### ⑤研修コースの具体例（資料3）

聖隷浜松病院産婦人科研修プログラムでは専門研修コースとして「産婦人科全般コース」を設けている。「産婦人科全般コース」は産婦人科一般を幅広く診療できることを目標とし、基幹病院である聖隷浜松病院を中心として、分娩や手術、希少疾患などを学び、連携施設における12ヶ月の研修により地域医療としての産婦人科診療を学び、日本産科婦人科学会専門医の取得を目指す。同時に産科麻酔研修として産婦人科専門医に必要な麻酔の知識と技能を身につける。一般的な専門研修コールは3年間であるが、専門医取得学年である4年目も含めて産婦人科に必要なオールラウンドな知識・技能・態度を修得することを目的としている。さらに、希望者は「産婦人科全般コース」に在籍中から浜松医科大学との連携大学院（社会人大学院）により学位取得を目指すことも可能であり、専門医取得後に大学院進学も可能である。また、専門医取得後には subspecialty 領域の研修へのステップアップも可

能である。



産休・育休や病気療養などにより通常コースでの研修が困難な場合は、1年間のプログラムの延長も含めて休職や労働時間に配慮したプログラムも可能である。この場合はプログラム統括責任者と相談の上、プログラム内容を決定する。ただし、到達目標、経験目標、プログラム修了要件は変更しない。

聖隷浜松病院産婦人科専門研修プログラム委員会は聖隷浜松病院人材育成センターと協力し、将来産婦人科を目指すための初期研修プログラムの作成にもかかわる。

#### ⑥週間スケジュール（聖隷浜松病院産婦人科）

聖隷浜松病院産婦人科専門研修プログラムではカンファレンスや抄読会を行い、臨床を広い視点でとらえることができるような研修を目指している。産婦人科領域の学習のみならず、他科と連携を重要視しており、他科合同カンファレンスも定期的に行っている。聖隷浜松病院産婦人科での週間スケジュール（具体例）を以下に示す。

	月	火	水	木	金	土
朝 カンファ	婦人科術前	周産期	抄読会 婦人科腫瘍	分娩例検討	生殖医療 検討会	なし
午前	病棟 外来 手術	病棟 外来 手術	病棟 外来 手術	病棟 外来 手術	病棟 外来 手術	なし なし
午後	病棟 外来 手術	病棟 外来 手術	病棟 外来 手術	病棟 外来 手術	病棟 外来 手術	
夕方 カンファ		周産期合同 (毎週) 病理・放射 線 (隔週)			CPC (1/ 月)	

朝は 8:00～ 各カンファレンス、当直申し送り、当日のスケジュール確認

産科・婦人科ともにチーム制で対応

その他：

学会予行・学会報告（随時）

静岡県西部周産期検討会（3回/年）

聖隷産婦人科セミナー（1-2回/年）

静岡県産婦人科学会（2回/年）

浜松産婦人科医会講演会（6回/年）

など

#### 4. 専門研修の評価

##### ①到達度評価

###### 1) フィードバックの方法とシステム

専攻医が、研修中に自己の成長を知るために、到達度（形成的）評価を行う。これにより達成項目や不足部分が明らかとなり、指導医にフィードバックして研修内容の改善を行っていく。少なくとも12ヶ月に1度は専攻医が研修目標の達成度と態度および技能についてweb上で日本産科婦人科学会が提供する産婦人科研修管理システム（以下、産婦人科研修管理システム）に記録し、指導医がチェックし評価する（専門医認定申請年の前年は総括的評価となる）。態度についての評価には、自己評価に加えて、指導医による評価、施設ごとの責任者(プログラム統括責任者あるいは連携施設の責任者)による評価、看護師長などの他職種の意見を取り入れた上での評価が含まれている。

以上の条件を満たす到達度評価の時期を本プログラム管理委員会が決める。原則として年度末に専攻医が所属する施設の担当指導医が産婦人科研修管理システムを用いて評価する。専門研修プログラム管理委員会は産婦人科研修管理システム上で到達度を管理する。

###### 2) 指導医層のフィードバック法の学習

日本産科婦人科学会が主催する、あるいは日本産科婦人科学会の承認のもとで連合産科婦人科学会が主催する産婦人科指導医講習会において、フィードバックの方法について講習が行われている。指導医講習会の受講は、指導医認定や更新のために必須である。聖隷浜松病院産婦人科研修プログラムにおける指導医は少なくとも3年に1回はこの講習を受講している。

##### ②総括的評価

###### 1) 評価項目・基準と時期

産婦人科研修管理システムで総括的評価を行う。項目の詳細は「資料2 修了要件」に記載されている。専門医認定申請年（3年目あるいはそれ以降）の3月末時点での研修記録およ

び評価、さらに専門研修の期間、到達度評価が決められた時期に行われていたという記録も評価項目に含まれる。手術・手技については、専門研修プログラム統括責任者または専門研修連携施設担当者が、産婦人科研修管理システムの記録に基づき、経験症例数に見合った技能であることを確認する。

## 2) 評価の責任者

総括評価の責任者は、専門研修プログラム統括責任者である。

## 3) 終了判定のプロセス

専攻医は産婦人科研修管理システム上で専門研修プログラム管理委員会に対し終了申請を行う。本プログラム管理委員会は資料2の修了要件が満たされていることを確認し、5月末までに終了判定を行い、研修修了証明書を専攻医に送付する。終了と判定された専攻医は、各都道府県の地方委員会に専門医試験受験の申請を行う。地方委員会での審査を経て、日本産科婦人科学会中央専門医制度委員会で専門医認定一次審査受験の可否を決定する。

## 4) 他職種評価

指導医は病棟の看護師長など少なくとも医師以外のメディカルスタッフ1名以上からの評価を聴取し、専攻医が専門医に相応しいチームの一員としての行動がとれているかについても評価し、産婦人科研修管理システムに記録する。

# 5. 専門研修施設とプログラムの認定基準

## ①専門研修基幹施設の認定基準

聖隷浜松病院産婦人科は以下の専門研修基幹施設の認定基準を満たしている。

- 1) 初期研修における基幹型臨床研修病院であること。
- 2) 同一施設内で他科との連携による総合診療が可能で(少なくとも内科、外科、泌尿器科、麻酔科、小児科(または新生児科)の医師が常勤していること)、救急医療を提供していること。
- 3) 妊娠22週以降の分娩数が(帝王切開を含む)申請年・更新年の前年1月から12月までの1年間に少なくとも150件程度あること。
- 4) 開腹手術が帝王切開以外に申請年・更新年の前年1月から12月までの1年間に150件以上あること(この手術件数には腹腔鏡下手術を含めることができるが、腔式手術は含めない)。
- 5) 婦人科悪性腫瘍(浸潤癌のみ)の初回治療症例数が申請年・更新年の前年1月から12月までの1年間に15例以上あること(手術件数と同一患者のカウントは可とする)。
- 6) 生殖・内分泌および女性のヘルスケアについて専門性の高い診療実績を有していること。
- 7) 申請年・更新年の前年12月末日までの5年間に、当該施設(産婦人科領域)の所属である者が筆頭著者として発表した産婦人科領域関連論文(註1)が10編以上あること。

註1:産婦人科関連の内容の論文で、原著・総説・症例報告のいずれでもよいが抄録、会議録、書籍などの分担執筆は不可である。査読制を敷いている雑誌であること。査読制が敷かれていれば商業誌も可であ

るが院内雑誌は不可である。但し医学中央雑誌又はMEDLINEに掲載されており、かつ査読制が敷かれている院内雑誌は可とする。掲載予定の論文を提出することもできるが、申請年度の前年12月31日までに掲載が決まった論文とする。掲載予定の論文を提出する場合は論文のコピーと掲載証明書の提出を必須とする。

- 8) 産婦人科専門医が4名以上常勤として在籍し、このうち専門研修指導医が2名以上であること。
- 9) 周産期、婦人科腫瘍の各領域に関して、日本産科婦人科学会登録施設として症例登録および調査等の業務に参加すること。
- 10) 症例検討会、臨床病理検討会、抄読会、医療倫理・安全等の講習会が定期的に行われていること。
- 11) 学会発表、論文発表の機会を与え、指導ができること。
- 12) 日本産科婦人科学会が認定する専門研修プログラムを有すること。
- 13) 施設内に専門研修プログラム管理委員会を設置し、専攻医および専門研修プログラムの管理と、専門研修プログラムの継続的改良ができること。
- 14) 日本産科婦人科学会中央専門医制度委員会のサイトビジットを受け入れ可能であること。

## ②専門研修連携施設の認定基準

以下の1)～5)を満たし、かつ、当該施設の専門性および地域性から専門研修基幹施設が作成した専門研修プログラムに必要とされる施設が認定基準であり、聖隷浜松病院産婦人科研修プログラムにおける専門研修連携施設(資料4)は全てこの基準を満たしている。

- 1) 下記a) b) c)のいずれかを満たす(専門研修指導医がいない下記b) c)の施設での研修は通算で12ヶ月以内とする)。
  - a) 連携施設：専門研修指導医が1名以上常勤として在籍する
  - b) 連携施設(地域医療)：専門研修指導医が在籍していないが専門医が常勤として在籍しており、基幹施設または他の連携施設の指導医による適切な指導のもとで、産婦人科に関わる地域医療研修(2-③-iv)を行うことができる。産婦人科専門研修制度の他の専門研修プログラムも含めて基幹施設となっておらず、かつ東京23区以外および政令指定都市以外にある施設。
  - c) 連携施設(地域医療-生殖)：専門研修指導医が常勤として在籍しておらず、かつ、産婦人科に関わる必須の地域医療研修(2-③-iv)を行うことはできないが、専門医が常勤として在籍しており、基幹施設または他の連携施設の指導医による適切な指導のもとで、地域における生殖補助医療の研修を行うことができる。
- 2) 女性のヘルスケア領域の診療が行われていることに加えて、申請年・更新年の前年1月から12月までの1年間に、a) 体外受精(顕微授精を含む)30サイクル以上、b) 婦人科良性腫瘍の手術が100件以上、c) 婦人科悪性腫瘍(浸潤癌のみ)の初回治療症例数

- が15例以上、d) 妊娠22週以降の分娩数（帝王切開を含む）が100件以上の4つのうち、いずれか1つの診療実績を有する。ただし日本産科婦人科学会中央専門医制度委員会が地域医療のために必要と判断する場合、この診療実績を満たさなくとも、特例で連携施設（地域医療）として認められることがある。
- 3) 所属する専門研修施設群の基幹施設が作成する専門研修プログラムに沿った専攻医の指導が出来ること。
  - 4) 専門研修プログラム連携施設担当者は、所属する専門研修施設群の基幹施設が設置する専門研修プログラム管理委員会に参加し、専攻医および専門研修プログラムの管理と、専門研修プログラムの継続的改良に携われること。
  - 5) 週1回以上の臨床カンファレンスおよび、月1回以上の抄読会あるいは勉強会を実施できること。

### ③専門研修施設群の構成要件

聖隷浜松病院産婦人科研修施設群は、基幹施設および複数の連携施設・連携施設（地域医療）からなる。専攻医は6ヶ月以上24ヶ月以内の期間、基幹施設での研修を行う（研修期間が3年を超える場合には延長期間の研修を基幹施設で行うことは可とする）。1つの連携施設での研修も通算24ヶ月以内とする（研修期間が3年を超える場合には延長期間の研修を当該連携施設で行うことは可とする）。原則として、専攻医は、当該プログラムの募集時に示されていた施設群の中でのみ専門研修が可能である。もしも、その後に研修施設が施設群に追加されるなどの理由により、募集時に含まれていなかった施設で研修を行う場合、本プログラム管理委員会は、専攻医本人の同意のサインを添えた理由書を日本産科婦人科学会中央専門医制度委員会に提出し、承認を得なければならない。

専攻医の研修に際しては、原則として施設郡内の複数施設を年次で定められたプログラムに則って計画的に移動するが、産婦人科領域の特殊性、地域医療への配慮などにより柔軟に運用する。

聖隷浜松病院産婦人科研修プログラムでは、基幹施設、連携施設共に委員会組織を置き、専攻医に関する情報を定期的に共有するために本プログラム管理委員会を年1回以上（原則12月）開催する。基幹施設、連携施設ともに、毎年12月1日までに、本プログラム管理委員会に以下の報告を行う。

#### (1) 前年の診療実績

- a) 病院病床数、b) 産婦人科病床数、c) 1日あたり産婦人科外来患者数、d) 経膈分娩件数、e) 帝王切開件数、f) 婦人科良性腫瘍（類腫瘍を含む）手術件数、g) 婦人科悪性腫瘍（浸潤癌のみ）の初回治療症例数、h) 腹腔鏡下手術件数、i) 体外受精サイクル数

#### (2) 専門研修指導医数および専攻医数

- a) 前年度の専攻医の指導実績、b) 今年度の産婦人科専門医および専攻医指導医の人数、

- c) 今年度の専攻医数、d) 次年度の専攻医受け入れ可能人数
- (3) 前年の学術活動
  - a) 学会発表、b) 論文発表
- (4) 施設状況
  - a) 施設区分、b) 指導可能領域、c) 産婦人科カンファレンス、d) 他科との合同カンファレンス、e) 抄読会、f) 図書館、g) 文献検索システム、h) 医療安全・感染対策・医療倫理に関する研修会
- (5) Subspecialty 領域の専門医数
  - Subspecialty 領域への連続的な育成を考慮して、下記専門医数についても把握する
  - a) 周産期専門医 (母体・胎児)、b) 婦人科腫瘍専門医、c) 生殖医療専門医、d) 女性ヘルスケア専門医、e) 内視鏡技術認定医、f) 臨床遺伝専門医、g) 細胞診専門医、など

#### ④専門研修施設の地理的範囲

聖隷浜松病院産婦人科の専門研修施設群は静岡県西部地域および静岡県外（新潟県、山形県、富山県、千葉県、埼玉県、東京都、岡山県）にも存在する。集約的な医療、または地域医療共に経験することができる。

#### ⑤専攻医受入数についての基準

各専攻医指導施設における専攻医総数（合計）の上限（3 学年分）は、当該年度の指導医数×3 とする。聖隷浜松病院産婦人科研修プログラムでの指導医数の合計は 10 名を超えるが、本プログラムで十分な研修を行える人数として、3 学年で 15 名までを本研修プログラムの受け入れ可能人数上限とする。

この基準に基づき、本プログラム管理委員会は各施設の専攻医受入数を決定する。

#### ⑥地域医療・地域連携への対応

産婦人科専門医制度は、地域の産婦人科医療を守ることを念頭に置いている。専攻医のプログラムとしては、地域中核病院・地域中小病院において外来診療、夜間当直、救急診療を行うことや、病診連携、病病連携を円滑にすすめられるようになれば、地域の産婦人科医療を守ることにつながる。

#### ⑦地域において指導の質を落とさないための方法

本プログラム管理委員会は、専攻医に地域医療を経験させることを目的とする場合、専門研修指導医が常勤していない場合であっても、専攻医を当該施設で研修させることができる。ただし、その場合は連携施設（地域医療）、連携施設（地域医療-生殖）の要件（5-②-1) -b), -c)) を満たしている必要がある。必須研修としての地域医療は連携施設（地域医療

-生殖)では行うことはできない。指導医が常勤していない施設の研修においては、専攻医の研修指導体制を明確にし、基幹施設や他の連携施設から指導や評価を行う担当指導医を決める。担当指導医は少なくとも1-2か月に1回は当該施設と連絡を取り、その研修状況を確認し、専攻医およびその施設の専門医を指導する。指導医のいない施設であっても、週1回以上の臨床カンファレンスと、月1回以上の勉強会あるいは抄読会は必須であり、それらは他施設と合同で行うことも可とする。このような体制により指導の質を落とさないようにする。

#### ⑧研究に対する考え方

- (1) 産婦人科領域としては、専攻医が研究マインドを持つことが、臨床医としての成長につながると考えている。ただし、3年間以上常勤の臨床医として勤務することが専門医取得の必須条件であり、大学院の在籍や留学等によって、常勤の臨床医ではなくなる場合は、その期間は専門研修の期間には含めない。(社会人大学院で臨床を常勤で行っている場合は期間に含むものとする。)
- (2) 医学・医療研究にかかわる倫理指針を理解することは必須である。研修中に臨床研究を行ったり、治験、疫学研究に関わる考え方を学んだりする。また専攻医の希望によっては、専門研修に加えて、基礎医学、社会医学、ヒトゲノム・遺伝子解析研究を行うことも考えられ、それらの研究は学会や論文で発表するよう指導する。
- (3) 産婦人科専門研修の修了要件には、日本産科婦人科学会中央専門医制度委員会が定める学会・研究会で筆頭者として1回以上発表していること、および、日本産科婦人科学会中央専門医制度委員会が定める医学雑誌に筆頭著者として論文1編以上発表していることが含まれている。

#### ⑨診療実績基準

聖隷浜松病院産婦人科専門研修施設群(資料3)は以下の診療実績基準を満たしている。

##### 1. 基幹施設

- 1) 妊娠22週以降の分娩数(帝王切開を含む)が申請年の前年1月から12月までの1年間に少なくとも150件程度あること。
- 2) 開腹手術が帝王切開以外に申請年の前年1月から12月までの1年間に150件以上あること(この手術件数には腹腔鏡下手術を含めることができるが、腔式手術は含めない)。
- 3) 婦人科悪性腫瘍(浸潤癌のみ)の初回治療症例数が申請年の前年1月から12月までの1年間に15件以上あること(手術件数と同一患者のカウントは可とする)。
- 4) 生殖・内分泌および女性のヘルスケアについて専門性の高い診療実績を有していること。

##### 2. 連携施設

女性のヘルスケア領域の診療が行われていることに加えて、申請年の前年1月から12月



までの1年間に、1) 体外受精（顕微授精を含む）30 サイクル以上、2) 婦人科良性腫瘍（類腫瘍を含む）の手術が100 件以上、3) 婦人科悪性腫瘍（浸潤癌のみ）の初回治療症例数が15 例以上、4) 妊娠22 週以降の分娩数（帝王切開を含む）が100 件以上の4つのうち、いずれか1つの診療実績を有する。ただし、日本産科婦人科学会中央専門医制度委員会が地域医療のために必要と判断する場合、この診療実績を満たさなくとも上記条件の総合評価で、連携施設（地域医療）と認められることがある。

### 3. 連携施設（地域医療）

### 4. 連携施設（地域医療-生殖）

1の症例については5-①を、2.3.4の詳細に関しては5-②を参照

## ⑩Subspecialty 領域との連続性について

産婦人科専門医を取得した者は、産婦人科専攻医としての研修期間以後に Subspecialty 領域の専門医のいずれかを取得することが望まれる。本プログラムによる研修を終了し産婦人科専門医を取得した者は、当院もしくは、関連する病院および大学病院での Subspecialty 領域の専門医研修や大学院での研究を開始するに必要な能力を有し、希望によりそれらのプログラムに参加し Subspecialty 専門医を取得することができる。

Subspecialty 領域の専門医には生殖医療専門医、婦人科腫瘍専門医、周産期専門医（母体・胎児）がある。Subspecialty 専門医取得を希望せず、産婦人科領域の Generalist として就業を希望する場合にも、生涯研修の機会を提供する。

## ⑪産婦人科研修の休止・中断、プログラム移動、プログラム外研修の条件

- 1) 専門研修プログラム期間のうち、出産に伴う6ヶ月以内の休暇は1回までは研修期間にカウントできる。また、疾病での休暇は6ヶ月まで研修期間にカウントできる。なお、疾病の場合は診断書を、出産の場合は出産を証明するものの添付が必要である。
- 2) 週20時間以上の短時間雇用の形態での研修は3年間のうち6ヶ月まで認める。
- 3) 上記1)、2)に該当する者は、その期間を除いた常勤（註1）での専攻医研修期間が通算2年半以上（うち基幹施設での6ヶ月以上の研修および1③ivで定める1ヶ月以上の地域医療研修を含む）必要である。
- 4) 留学、常勤医としての病棟または外来勤務のない大学院の期間は研修期間にカウントできない。
- 5) 専門研修プログラムを移動する場合は、日本産科婦人科学会中央専門医制度委員会に申請し、承認が得られた場合にこれを可能とする。
- 6) 3年間で専門研修を修了しない場合、研修期間は1年毎の延長とする。専攻医は専門研修開始から9年以内に専門研修を終了し10年以内に専門医試験の受験を行う。9年間で専門研修が終了しなかった場合、専門医となるためには一から新たに専門研修を行う必要がある。

- 7) 専門医認定二次審査の受験資格は5年間有効である。5年間で専門医認定二次審査に合格しなかった場合、専門医となるためには一から新たに専門研修を行う必要がある。
- 8) a. 卒業後に義務年限を有する医科大学卒業生において必要と考えられる場合、b. 地域医療に資することが明らかな場合、c. その他、出産、育児、介護、留学など、相当の合理的な理由がある場合には、教育レベルが保持されることを条件に研修カリキュラム制の要素を取り入れた専門研修を行う等、柔軟に対応を行う。

註1)常勤の定義は、週4日以上かつ週32時間以上の勤務とする。ただし、それ以外でも、中央専門医制度委員会の審査によって同等の勤務と認められれば、常勤相当とできる場合がある。育児短時間勤務制度を利用している場合は、常勤の定義を週4日以上かつ週30時間以上の勤務とする（この勤務は、上記2)項の短時間雇用の形態での研修には含めない）。

## 6. 専門研修プログラムを支える体制

### ①専門研修プログラム管理運営体制の基準

専門研修基幹施設である聖隷浜松病院産婦人科には、専門研修プログラム管理委員会と、専門研修プログラム統括責任者を置く。専攻医指導連携施設群における各専攻医指導連携施設には、連携施設担当者と、委員会組織を置く。

本プログラム管理委員会は、統括責任者、副統括責任者、事務局代表者、専門分野（周産期、婦人科腫瘍、生殖医学、女性ヘルスケア）の研修指導責任者、および連携施設担当委員で構成される。本プログラム管理委員会は、専攻医および専門研修プログラム全般の管理と、専門研修プログラムの継続的改良を行う。また、オブザーバーとして専攻医を委員会会議の一部に参加させることができる。

連携施設には専門研修プログラム連携施設担当者と委員会組織を置く。

### ②基幹施設の役割

産婦人科研修基幹施設は連携施設とともに研修施設群を形成する。基幹施設に置かれた専門研修プログラム管理委員会は、総括的評価を行い、修了判定を行う。また、連携施設の状況把握と改善指導、プログラムの改善を行う。専門研修プログラム連絡協議会では、専攻医、専門研修指導医の処遇、専門研修の環境整備等を協議する。

専門研修プログラムの以下の軽微、もしくは事務的な変更は、随時、日本産科婦人科学会中央専門医制度委員会に報告し、最新の情報提供に努める。

- (1)退職、勤務施設異動などに伴うプログラム統括責任者、副プログラム統括責任者、連携施設専門研修責任者、指導医、専門医の変更
- (2) 指導医の異動に伴う連携施設から連携施設（地域医療）ないし連携施設（地域医療-生殖）への変更
- (3) (2)で連携施設（地域医療）ないし連携施設（地域医療-生殖）となった施設の指導医の異

動（復活）に伴う連携施設への変更

- (4) プログラムの研修内容に事実上の変更がない字句などの修正
- (5) 専攻医募集年度の更新に伴う、妥当な募集人数の変更
- (6) 退職、勤務施設異動などに伴う連携施設の辞退
- (7) 整備基準の改訂に伴う記載の変更
- (8) その他、日本産科婦人科学会中央専門医制度委員会が認めるもの  
(変更前と変更後を対比させたりストを提出)

新規指導医認定に伴わない連携施設追加、研修内容の事実上の変更を伴う改訂、研修委員会が随時変更は適切ではないと判断した事項の変更は新規基幹施設・連携施設募集時、ないし研修プログラム審査時に申請する。

### ③専門研修指導医の基準

#### I. 指導医認定の基準

以下の（1）～（4）の全てを満たすことを指導医認定の基準とする。

- (1) 申請する時点で常勤産婦人科医として勤務しており、産婦人科専門医の更新履歴が1回以上ある者
- (2) 専攻医指導要綱に沿って専攻医を指導できる者
- (3) 産婦人科に関する論文で、次のいずれかの条件を満たす論文が2編以上ある者(註1)
  - ①自らが筆頭著者の論文
  - ②第二もしくは最終共著者として専攻医を指導し、専攻医を筆頭著者として発表した論文
- (4) 直近の5年間に日本産科婦人科学会が指定する指導医講習会を3回以上受講している者(註2)

#### II. 指導医更新の基準

指導医は5年ごとに更新する。以下の（1）～（4）の全てを満たすことを指導医更新のための基準とする。

- (1) 産婦人科診療に常勤の産婦人科専門医として従事している者
- (2) 専攻医指導要綱に沿って専攻医を指導できる者
- (3) 直近の5年間に産婦人科に関する論文(註1)が2編以上ある者。著者としての順番は問わない。
- (4) 直近の5年間に日本産科婦人科学会が指定する指導医講習会を3回以上受講している者(註2)

註1) 論文は原著・総説・症例報告のいずれでもよいが、抄録、会議録、書籍などの分担執筆は不可である。  
査読制（編集者による校正を含む）を敷いている雑誌であること。査読制が敷かれていれば商業誌も可

であるが院内雑誌は不可である。但し医学中央雑誌又はMEDLINEに掲載されており、かつ査読制が敷かれている院内雑誌は可とする。

註 2) 指導医講習会には①日本産科婦人科学会学術講演会における指導医講習会、②連合産科婦人科学会学術集会における指導医講習会、③e-learningによる指導医講習が含まれる。指導医講習会の回数にはe-learningによる指導医講習を2回含めることができる。ただし、出席した指導医講習会と同じ内容のe-learningは含めることができない。指導医講習会は申請する年の4月30日までに受講したものを含めるが、更新年の5月に日本産科婦人科学会学術講演会が開催される場合、同講演会での指導医講習会は申請に含めて良い。

#### ④専門研修プログラム管理委員会の役割と権限

- 1) 専門研修を開始した専攻医の把握
- 2) 専攻医ごとの、到達度評価、症例記録、症例レポートの内容確認と、今後の専門研修の進め方についての検討
- 3) 研修記録、総括的評価に基づく、専門医認定申請のための修了判定
- 4) それぞれの専攻医指導施設の前年度診療実績、施設状況、指導医数、現在の専攻医数に基づく、次年度の専攻医受け入れ数の決定
- 5) 専攻医指導施設の評価に基づく状況把握、指導の必要性の決定
- 6) 研修プログラムに対する評価に基づく、研修プログラム改良に向けた検討
- 7) サイトビジットの結果報告と研修プログラム改良に向けた検討
- 8) 研修プログラム更新に向けた審議
- 9) 翌年度の専門研修プログラム応募者の採否決定
- 10) 専攻医指導施設の指導報告
- 11) 研修プログラム自体に関する評価と改良について日本産科婦人科学会中央専門医制度委員会および日本専門医機構への報告内容についての審議
- 12) 専門研修プログラム連絡協議会の結果報告

#### ⑤プログラム統括責任者の基準、および役割と権限

##### I. プログラム統括責任者認定の基準

- (1) 申請する時点で専攻医指導施設もしくは最新の専攻医研修プログラムにおいて研修の委託が記載されている施設で、常勤の産婦人科専門医として合計10年以上産婦人科の診療に従事している者(専門医取得年度は1年とみなす。2回以上産婦人科専門医を更新した者)。
- (2) 専攻医指導基幹施設における常勤の専門研修指導医であり、専門研修プログラム管理委員会によりプログラム統括責任者として適していると認定されている者。
- (3) 直近の10年間に共著を含め産婦人科に関する論文が20編以上ある者(註1)

註1) 論文は原著・総説・症例報告のいずれでもよいが、抄録、会議録、書籍などの分担執筆は不可である。

査読制（編集者による校正を含む）を敷いている雑誌であること。査読制が敷かれていれば商業誌も可であるが院内雑誌は不可である。但し医学中央雑誌又はMEDLINEに掲載されており、かつ査読制が敷かれている院内雑誌は可とする。

## II. プログラム統括責任者更新の基準

- (1) 専門研修基幹施設における常勤の専門研修指導医であり、専門研修プログラム管理委員会によりプログラム統括責任者として適していると認定されている者
- (2) 直近の5年間に産婦人科専攻医研修カリキュラムに沿って専攻医を指導した者
- (3) 直近の5年間に共著を含め産婦人科に関する論文が10編以上ある者(註1)

## III. プログラム統括責任者資格の喪失（次のいずれかに該当する者）

- (1) 産婦人科指導医でなくなった者
- (2) 更新時に、更新資格要件を満たさなかった者
- (3) プログラム統括責任者として不適格と判断される者

## IV. プログラム統括責任者の役割と権限

プログラム統括責任者は専門研修プログラム管理委員会を主催し、専門研修プログラムの管理と、専攻医および指導医の指導および専攻医の修了判定の最終責任を負う。

## V. 副プログラム統括責任者

プログラム統括責任者を補佐する副プログラム統括責任者を3名まで置くことができる。副プログラム統括責任者は指導医とする

## ⑥連携施設での委員会組織

専攻医指導連携施設には、専門研修プログラム連携施設担当者と委員会組織を置く。専攻医指導連携施設の専攻医が到達度評価と指導を適切に受けているか評価する。専門研修プログラム連携施設担当者は専攻医指導連携施設内の委員会組織を代表し専門研修基幹施設に設置される専門研修プログラム管理委員会の委員となる。

## ⑦労働環境、労働安全、勤務条件

すべての専攻医指導連携施設の管理者とプログラム統括責任者は、「産婦人科勤務医の勤務条件改善のための提言」（平成25年4月、日本産科婦人科学会）に従い、「勤務医の労務管理に関する分析・改善ツール」（日本医師会）等を用いて、専攻医の労働環境改善に努める責務を負う。

専攻医の勤務時間、休日、当直、給与などの勤務条件については、労働基準法を遵守し、各施設の労使協定に従う。さらに、専攻医の心身の健康維持への配慮、当直業務と夜間診療

業務の区別とそれぞれに対応した適切な対価を支払うこと、バックアップ体制、適切な休養などについて、勤務開始の時点で説明を受けるようになっている。専攻医は研修を行う施設群に属する各施設を循環するので、給与等は研修場所となる施設で支払うものとする。

総括的評価を行う際、専攻医および指導医は専攻医指導施設に対する評価も行い、その内容は聖隷浜松病院産婦人科研修プログラム管理委員会に報告されるが、そこには労働時間、当直回数、給与など、労働条件についての内容が含まれる。

女性医師が妊娠、出産、子育てを行いながらも仕事が継続できる体制作りが必須である。そのため、当プログラムではワークライフバランスを重視し、夜間・病児を含む保育園の整備、時短勤務、育児休業後のリハビリ勤務など、男性医師も含めて全ての医師が無理なく働ける体制作りを目指している。

## 7. 専門研修実績記録システム、マニュアル等の整備

### ①研修実績および評価を記録し、蓄積するシステム

研修管理システムに研修実績を記録蓄積し、到達度評価、フィードバックの実績と記録を行う。総括的評価は産婦人科研修カリキュラム（資料1）に則り、研修を終了しようとする年度末に行う。

### ②医師としての適性の評価

到達度評価は指導医、専攻医自身により行う。総括的評価はプログラム統括責任者、プログラム連携施設担当者（施設責任者）、医師以外のメディカルスタッフ、指導医、専攻医自身の評価である。評価は産婦人科研修管理システムで行う。

### ③プログラム運用マニュアル・フォーマット等の整備

プログラム運用マニュアルは「産婦人科専門医制度の概要と手引き」に基づいて行う。専攻医研修実績、指導医による指導とフィードバックは産婦人科研修管理システムにおいて記録される。

#### ◎専攻医研修マニュアル

別紙「専攻医研修マニュアル」（資料4）参照。

#### ◎指導医マニュアル

別紙「指導医マニュアル」（資料5）参照。

#### ◎専攻医研修実績記録フォーマット

産婦人科研修管理システムに研修実績を記録し、一定の経験を積むごとに専攻医自身が到達度評価を行い記録する。少なくとも1年に1回は到達度評価により、学問的姿勢、生殖内分泌、周産期、婦人科腫瘍、女性のヘルスケアの各分野の形成的自己評価を行う。研修を修了しようとする年度末には総括的評価により評価を行う。

#### ◎指導医による指導とフィードバックの記録

産婦人科研修管理システムに一定の経験数が記録され専攻医自身が到達度評価を行うごとに、指導医も到達度評価を行い記録し、産婦人科研修管理システム上でフィードバックする。少なくとも1年に1回は学問的姿勢、生殖内分泌、周産期、婦人科腫瘍、女性のヘルスケアの各分野の到達度評価を行い、評価者は「劣る」、「やや劣る」の評価を付けた項目については必ず改善のためのフィードバックを行い記録する。

#### ◎指導者研修計画の実施記録

日本産科婦人科学会が指定する指導医講習会(註1)の受講は個人ごとに電子管理されており(2015.4.1.以降)、指導医の認定および更新の際に定められた期間における3回以上の受講が義務づけられている。

註3) 指導医講習会には①日本産科婦人科学会学術講演会における指導医講習会、②ブロック単位の産科婦人科学会学術講演会(連合産科婦人科学会学術集会、および、北海道産科婦人科学会学術講演会)における指導医講習会、③e-learningによる指導医講習が含まれる。指導医講習会の回数にはe-learningによる指導医講習を2回含めることができる。ただし、出席した指導医講習会と同じ内容のe-learningは含めることができない。指導医講習会は申請する年の4月30日までに受講したものを含めるが、更新年の5月に日本産科婦人科学会学術講演会が開催される場合、同講演会での指導医講習会は申請に含めて良い。

## 8. 専門研修プログラムの評価と改善

### ①専攻医による指導医および研修プログラムに対する評価

総括的評価を行う際、専攻医は指導医および専門研修プログラムに対する評価も産婦人科研修管理システム上で行う。また指導医も同様に専門研修プログラムに対する評価を行う。その内容は専門研修プログラム管理委員会に記録される。なお、専攻医はパワーハラスメントなどの人権問題に関しては、日本産科婦人科学会中央専門医制度委員会にいつでも直接訴えることが可能であり、専攻医にはそのこと及び、日本産科婦人科学会中央専門医制度委員会の連絡先を伝えておく必要がある。

### ②専攻医等からの評価(フィードバック)をシステム改善につなげるプロセス

専攻医等からの評価は、専門研修施設群の専門研修プログラム管理委員会において、評価した専攻医が特定できない状態で公表し、専門研修プログラム改善のための方策を審議して改善に役立てる。評価にもとづいて何をどのように改善したかを記録し、日本産科婦人科学会中央専門医制度委員会に1年に1回報告する。

### ③研修に対する監査(サイトビジット等)・調査への対応

専門研修プログラムに対する日本専門医機構からのサイトビジットを受け入れ対応する。その評価を専門研修プログラム管理委員会で報告し、プログラムの改良を行う。専門研修プログラム更新の際には、サイトビジットによる評価の結果と改良の方策について日本専門医機構に報告する。

#### ④聖隷浜松病院専門研修プログラム連絡協議会

聖隷浜松病院は複数の基本領域専門研修プログラムを擁している。毎年聖隷浜松病院長、聖隷浜松病院内の各専門研修プログラム統括責任者および研修プログラム連携施設担当者からなる専門研修プログラム連絡協議会を設置し、聖隷浜松病院における専攻医ならびに専攻医指導医の処遇、専門研修の環境整備等を協議する。その結果は1月～3月の研修プログラム管理委員会で報告する（必要に応じて適宜、通信 [メール] で報告する）。

#### ⑤専攻医や指導医による日本産科婦人科学会中央専門医制度委員会への直接の報告

専攻医や指導医が専攻医指導施設や専門研修プログラムに大きな問題があると考えた場合、聖隷浜松病院産婦人科研修プログラム管理委員会を介さずに、いつでも直接、下記の連絡先から日本産科婦人科学会中央専門医制度委員会に訴えることができる。この内容には、パワーハラスメントなどの人権問題が含まれる。

日本産科婦人科学会中央専門医制度委員会

住所：〒104-0031 東京都中央区京橋 3-6-18 東京建物京橋ビル 4階

電話番号：03-5524-6900

e-mail アドレス：chuosenmoniseido@jsog.or.jp

#### ⑤プログラムの更新のための審査

産婦人科専門研修プログラムは、日本産科婦人科学会中央専門医制度委員会および日本専門医機構によって5年毎にプログラムの更新のための審査を受ける（6-②を参照）。

## 9. 専攻医の採用と修了

### ①採用方法

毎年、登録期間・登録確認期間・採用期間を経て、プログラム統括責任者・日本産科婦人科学会中央専門医制度委員会・日本専門医機構の間で協議して採用を決める。選考の具体的な方法（面接や選抜試験等）はプログラムごとに独自に決める。専攻医の研修における登録上の所属は基幹施設とするが、専攻医の採用は基幹施設、連携施設、連携施設（地域医療）、連携し悦（地域医療-生殖）のいずれでも可である。

本プログラムの採用に関する問い合わせ先は以下の通りである。

- ・ 聖隷浜松病院人材育成センター

静岡県浜松市中区住吉 2-12-12

053-474-2222（代表）

<http://www.seirei.or.jp/hamamatsu/recruit-site/fellowship/>



産婦人科専攻医研修を開始するためには、①医師臨床研修(初期研修)終了後であること、②日本産科婦人科学会へ入会していること、③専攻医研修管理システム使用料を入金していること、の3点が必要である。

研修を開始した専攻医は各年度の5月31日までに、専攻医の履歴書、専攻医の初期研修修了証を産婦人科研修管理システムにWeb上で登録する

## ②修了要件

資料2参照

### 1) 専門研修の期間と形成的評価の記録

a) 専門研修の期間が3年以上あり、うち基幹施設での研修は6か月以上24か月以内(研修期間が3年を超える場合には延長期間の研修を基幹施設で行うことは可)の期間含まれる。産婦人科専門研修制度の他のプログラムも含め基幹施設となっていない施設での地域医療研修が1月以上ある。常勤指導医がいない施設での地域医療研修は12ヶ月以内である。

b) 到達度評価(4-①)が定められた時期に行われている。

c) プログラムの休止、中断、異動が行われた場合、5-①の条件を満たしている。

### 2) 研修記録(実地経験目録、症例レポート、症例記録、学会・研究会の出席・発表、学術論文)

施設群内の外勤で経験する分娩、帝王切開、腹腔鏡下手術、生殖補助医療などの全ての研修はその時に常勤している施設の研修実績に加えることができる。

a) 分娩症例150例以上、ただし以下を含む((4)については(2)(3)との重複可)

(1) 経陰分娩;立ち会い医として100例以上

(2) 帝王切開;執刀医として30例以上

(3) 帝王切開;助手として20例以上

(4) 前置胎盤症例(あるいは常位胎盤早期剥離症例)の帝王切開術執刀医あるいは助手として5例以上

b) 子宮内容除去術、あるいは子宮内膜全面搔爬を伴う手術執刀10例以上(稽留流産を含む)

c) 腔式手術執刀10例以上(子宮頸部円錐切除術、子宮頸管縫縮術を含む)

d) 子宮付属器摘出術(または卵巣嚢胞摘出術)執刀10例以上(開腹、腹腔鏡下を問わない)

e) 単純子宮全摘出術執刀10例以上(開腹手術5例以上を含む)

f) 浸潤がん(子宮頸がん、体がん、卵巣がん、外陰がん)手術(執刀医あるいは助手とし

て) 5 例以上

g) 腹腔鏡下手術（執刀あるいは助手として）15 例以上（上記 d、e と重複可）

h) 不妊症治療チーム一員として不妊症の原因検索（問診、基礎体温表判定、内分泌検査オーダー、子宮卵管造影、子宮鏡等）、あるいは治療（排卵誘発剤の処方、子宮形成術、卵巣ドリリング等）に携わった（担当医、あるいは助手として）経験症例 5 例以上

i) 生殖補助医療における採卵または胚移植に術者・助手として携わるか、あるいは見学者として参加した症例 5 例以上

j) 思春期や更年期以降女性の愁訴（主に腫瘍以外の問題に関して）に対して、診断や治療(HRT 含む)に携わった経験症例 5 例以上（担当医あるいは助手として）

k) 経口避妊薬や低用量エストロゲン・プロゲステン配合薬の初回処方時に、有害事象などに関する説明を行った経験症例 5 例以上（担当医あるいは助手として）

l) 症例記録：10 例

m) 症例レポート（4 症例）（症例記録の 10 例と重複しないこと）

n) 学会発表：本産科婦人科学会中央専門医制度委員会が定める学会・研究会で筆頭者として 1 回以上発表していること

o) 学術論文：日本産科婦人科学会中央専門医制度委員会が定める医学雑誌に筆頭著者として論文 1 編以上発表していること

p) 日本産科婦人科学会学術講演会参加 1 回、日本専門医帰国が認定する専門医共通講習（医療倫理 1 回、医療安全 1 回、感染対策 1 回）の受講、および、産婦人科領域講習の受講 10 回以上。産婦人科領域講習は e-learning による受講を 3 回まで認めるが、同一の講習会受講を重複して算定できない。

3) 態度に関する評価

a) 施設責任者からの評価

b) メディカルスタッフ（病棟の看護師長など少なくとも医師以外のメディカルスタッフ 1 名以上）からの評価（指導医が聴取し記録する）

c) 指導医からの評価

d) 専攻医の自己評価

4) 学術活動に関する評価

5) 技能に関する評価

a) 生殖・内分泌領域

b) 周産期領域

c) 婦人科腫瘍領域

d) 女性のヘルスケア領域

6) 指導体制に対する評価

a) 専攻医による指導医に対する評価

b) 専攻医による施設に対する評価

- c) 指導医による施設に対する評価
  - d) 専攻医による専門研修プログラムに対する評価
  - e) 指導医による専門研修プログラムに対する評価
- 7) 公益社団法人日本産科婦人科学会会員であること

# 2017 年度以降に研修を始める専攻医のための研修カリキュラム（資料1）

更新日時:2018 年 2 月 15 日

## I. 目的

医師としての基本的姿勢(倫理性、社会性ならびに真理追求に関して)を有し、かつ 4 領域(生殖内分泌、周産期、婦人科腫瘍、ならびに女性のヘルスケア)に関する基本的知識・技能を有した医師(専門医)を育成する。そのための専門研修カリキュラムを示した。なお、専攻医が専門医として認定されるために必要な「専門医共通講習受講(医療安全、医療倫理、感染対策の 3 点に関しては必修)」、「産婦人科領域講習」、ならびに「学術業績・診療以外の活動実績」の要件を、専攻医がプログラム履修中に満たすことができるようプログラム統括責任者は十分に配慮する。

## II. 医師としての倫理性と社会性

医師としての心構えを 2006 年改訂世界医師会ジュネーブ宣言(医の倫理)ならびに 2013 年改訂ヘルシンキ宣言(人間を対象とする医学研究の倫理的原則)に求め、それらを忠実に実行できるよう不断の努力を行う。2013 年改訂ヘルシンキ宣言一般原則冒頭には以下「」内のようにある。「世界医師会ジュネーブ宣言は、『私の患者の健康を私の第一の関心事とする』ことを医師に義務づけ、また医の国際倫理綱領は、『医師は、医療の提

供に際して、患者の最善の利益のために行動すべきである』と宣言している」。これら観点から以下を満足する医師をめざす。

- 1) クライアントに対して適切な尊敬を示すことができる。
- 2) 医療チーム全員に対して適切な尊敬を示すことができる。
- 3) 医療安全と円滑な標準医療遂行を考慮したコミュニケーションスキルを身につけている。
- 4) クライアントの多様性を理解でき、インフォームドコンセントの重要性について理解できる。

## II-1. 到達度の評価

専攻医は研修管理システムによって到達度・総括評価を受ける。

## III. 学問的姿勢

先人の努力により、現在の標準医療があることを理解し、より質の高い医療に寄与できるよう、「真理の追求」を心掛け、以下 6 点を真摯に考慮し可能なかぎり実行する。

- 1) 産婦人科学および医療の進歩に対応できるよう不断に自己学習・自己研鑽する。
- 2) Evidence-based medicine (EBM) を理解し、関連領域の診療ガイドライン等を参照して医療を行える。

3) 学会に参加し研究発表する。

4) 学会誌等に論文発表する。

5) 基礎・臨床的問題点解決を図るため、研究に参加する。

6) 本邦の医学研究に関する倫理指針を理解し、研究実施の際にそれらを利用できる。

### III-1. 評価

専攻医は研修管理システムによって到達度・総括評価を受ける。なお、学会発表、論文執筆、獲得単位数についても評価し、適宜指導する。

## IV. 4 領域別専門知識・技能の到達目標、経験目標症例数、ならびに専門医受験に必要な専門技能経験症例数。

### IV-1. 生殖・内分泌領域

排卵・月経周期のメカニズムを理解し、排卵障害や月経異常とその検査、治療法を学ぶ。不妊症、不育症の概念を把握し、適切な診療やカウンセリングを行うのに必要な知識・技能・態度を身につける。

(1) 以下いずれについても複数例の症例で経験したことがあり、それらに関して説明、診断、あるいは実施することができる（いずれも必須）。

視床下部-下垂体-卵巣-子宮内膜変化の関連、女性の基礎体温、血中ホルモン (FSH、LH、PRL、甲状腺ホルモン、エストラジオール、プロゲステロン、テストステロン等) の評価、ホルモン負荷試験 (GnRH、TRH、プロゲステロン試験、エストロゲン+プロゲステロン試験) の意義と評価、乏精子症、原発・続発無月経、過多月経・過少月経、機能性子宮出血、月経困難症・月経前症候群、肥満・やせ、多嚢胞性卵巣症候群、卵管性不妊症の病態、子宮因子による不妊症、子宮内膜ポリープ、子宮腔内癒着、子宮内膜症、腹腔鏡検査/子宮鏡検査/腹腔鏡下手術/子宮鏡下手術の適応、腹腔鏡検査/子宮鏡検査/腹腔鏡下手術/子宮鏡下手術の設定方法。

(2) 以下のいずれについても診断・病態等について説明できる (いずれも必須)。

Turner 症候群、アンドロゲン不応症、Mayer-Rokitansky-Küster-Hauser 症候群、体重減少性無月経および神経性食欲不振症、乳汁漏出性無月経、薬剤性高 PRL 血症、下垂体腫瘍、早発卵巣不全・早発閉経。

(3) 以下のいずれの技能についても経験が必須である。

頸管粘液検査、性交後試験 (Hühner 試験)、超音波検査による卵胞発育モニタリング、子宮卵管造影検査、精液検査、腹腔鏡下手術、あるいは子宮鏡下手術。

(4) 以下のいずれの専門技能についても経験していることが望ましい。

卵管通気・通水検査、子宮鏡検査、腹腔鏡検査、子宮腔癒着剝離術 (Asherman 症候群) あるいは子宮形成術。

#### IV-1-1. 経験すべき疾患と具体的な達成目標

### (1) 内分泌疾患

① 女性性機能の生理で重要な、視床下部—下垂体—卵巣系のホルモンの種類、それぞれの作用・分泌調節機構、および子宮内膜の周期的変化について理解し、説明できる。

② 副腎・甲状腺ホルモンの生殖における意義を理解し説明できる。

③ 月経異常をきたす疾患について理解し、分類・診断でき、治療できる。

### (2) 不妊症

① 女性不妊症について検査・診断を行うことができ、治療法を説明できる。

② 男性不妊症について検査・診断を行うことができ、治療法を説明できる。

③ その他の原因による不妊症検査・診断を行うことができ、治療法を説明できる。

④ 高次で専門的な生殖補助医療技術について、倫理的側面やガイドラインを含めて説明し、紹介できる(生殖補助医療における採卵あるいは胚移植に術者、助手、あるいは見学者として5例以上経験する)。

⑤ 不妊症チーム一員として不妊症の原因検索あるいは治療に担当医(あるいは助手)として5例以上経験する。

### (3) 不育症

① 不育症の定義や不育症因子について理解し、それぞれを適切に検査・診断できる。

② 受精卵の着床前診断の適応範囲と倫理的側面を理解できる。



#### IV -1-2. 検査を実施し、結果に基づいて診療をすることができる具体的項目

---

- (1) 家族歴、月経歴、既往歴の聴取
- (2) 基礎体温表
- (3) 血中ホルモン値測定
- (4) 超音波検査による卵胞発育モニタリング、排卵の判定
- (5) 子宮卵管造影検査、卵管通気・通水検査
- (6) 精液検査
- (7) 頸管粘液検査、性交後試験(Huhner 試験)
- (8) 子宮の形態異常の診断:経膈超音波検査、子宮卵管造影

#### IV -1-3. 治療を実施でき、手術では助手を務めることができる具体的な項目

---

- (1) Kaufmann 療法; Holmstrom 療法
- (2) 高プロラクチン血症治療、乳汁分泌抑制法
- (3) 月経随伴症状の治療
- (4) 月経前症候群治療
- (5) AIH の適応を理解する

(6) 排卵誘発:クロミフェン・ゴナドトロピン療法の適応を理解する。

副作用対策 i) 卵巣過剰刺激症候群 ii) 多胎妊娠

(7) 生殖外科(腹腔鏡検査、腹腔鏡下手術、子宮鏡下手術)

#### IV -1-4. 評価

専攻医は研修管理システムによって到達度・総括評価を受ける。

### IV -2. 周産期領域

妊娠、分娩、産褥ならびに周産期において母児の管理が適切に行えるよう、母児の生理と病理を理解し、保健指導と適切な診療を実施するのに必要な知識・技能・態度を身につける。

(1) 以下いずれについても複数例の症例で経験したことがあり、それらに関して説明、診断、あるいは実施することができる (いずれも必須)。

妊娠週数の診断、葉酸摂取の効用、出生前診断に関する倫理的事項ならびに出生前診断法、妊婦定期健診において検出すべき異常、妊娠悪阻時の治療法、切迫流産治療法、流産患者への対応、異所性妊娠への対応、妊娠中ならびに授乳女性への薬剤投与の留意点、妊娠中ならびに産褥女性の血栓症リスク評価と血栓症予防法、妊娠初期子宮頸部細胞診異常時の対応、妊娠初期付属器腫瘍発見時の対応、妊娠中の体重増加、妊娠糖尿病スクリーニング法と診断法、妊婦へのワクチン接種に関する留意点、妊娠女性放射線被曝の影響、子宮収縮管長測定の臨床的意義、子宮頸管無力症の診断と治療法、切迫早産の診断と治療法、前期破水への対応、常位胎盤早期剥離の診断と治療法、前置胎盤の診断と治療法、低置胎盤の診断と治療法、多胎妊娠の診断と留意点、妊娠高血圧症候群および HELLP 症候群の診断と治療法、羊水過多(症)/羊水過

少(症)の診断と対応、血液型不適合妊娠あるいは Rh 不適合妊娠の診断と対応、胎児発育不全(FGR)の診断と管理、妊娠女性生殖器、母子感染予防法、GBS スクリーニング法、巨大児が疑われる場合の対応、産褥精神障害が疑われる場合の対応、単胎骨盤位への対応、帝王切開既往妊婦への対応、Non-stress test(NST)、contraction stress test(CST)、biophysical profile score(BPS)、頸管熟化度の評価(Bishop スコア)、Friedman 曲線、分娩進行度評価(児頭下降度と子宮頸管開大)、子宮収縮薬の使用法、吸引/鉗子分娩の適応と要約(子宮底圧迫法の留意点を含む)、過強陣痛を疑うべき徴候、妊娠 41 週以降妊婦への対応、分娩監視法、胎児心拍数図の評価法と評価後の対応(胎児機能不全の診断と対応)、分娩誘発における留意点、正常分娩の児頭回旋、産後過多出血(PPH)原因と対応、新生児評価法(Apgar スコア、黄疸の評価等)、正常新生児の管理法。

(2) 以下のいずれについても診断・病態・治療等について説明できる(いずれも必須)。

妊娠悪阻時のウェルニッケ脳症、胞状奇胎、抗リン脂質抗体症候群合併妊娠、子癇、妊婦トキソプラズマ感染、妊婦サイトメガロウイルス感染、妊婦パルボウイルス B19 感染、子宮破裂時の対応、臍帯脱出/下垂時の対応、産科危機的出血への対応、羊水塞栓症。

(3) 以下のいずれの技能についても経験が必須である。

子宮内容除去術、子宮頸管縫縮術、子宮頸管縫縮糸の抜糸術、経膈超音波断層法による子宮頸管長測定法、超音波断層法による胎児体重の予測法、内診による子宮頸管熟化評価法、吸引分娩あるいは鉗子分娩法、会陰保護、内診による児頭回旋評価、会陰切開術、膣・会陰裂傷/頸管裂傷の縫合術、帝王切開術、骨盤位帝王切開術。

(4) 以下のいずれの専門技能についても経験していることが望ましい。

異所性妊娠手術、器械的子宮頸管熟化術、新生児蘇生法、前置胎盤帝王切開術、骨盤位牽出術、胎盤用手剝離術、双合子宮圧迫法、分娩後の子宮摘出術。

#### IV -2-1. 正常妊娠・分娩・産褥の具体的な達成目標。

(1) 正常妊娠経過に照らして母児を評価し、適切な診断と保健指導を行う。

① 妊娠の診断

② 妊娠週数の診断

③ 妊娠に伴う母体の変化の評価と処置

④ 胎児の発育、成熟の評価

⑤ 正常分娩の管理（正常、異常を含むすべての経膈分娩の立ち会い医として100

例以上経験する）

(2) 正常新生児を日本版 NRP[新生児蘇生法]NCPR に基づいて管理することができる。

#### IV -2-2. 異常妊娠・分娩・産褥のプライマリケア、管理の具体的な達成目標。

(1) 切迫流産、流産

(2) 異所性妊娠(子宮外妊娠)

(3) 切迫早産・早産

(4) 常位胎盤早期剝離

(5) 前置胎盤（常位胎盤早期剝離例と合わせ 5 例以上の帝王切開執刀あるいは帝王切開助手を経験する）、低置胎盤

(6) 多胎妊娠

(7) 妊娠高血圧症候群

(8) 胎児機能不全

(9) 胎児発育不全(FGR)

#### IV -2-3. 異常新生児の管理の具体的な達成目標。

---

(1) プライマリケアを行うことができる。

(2) リスクの評価を自ら行うことができる。

(3) 必要な治療・措置を講じることができる。

#### IV -2-4. 妊婦、産婦、褥婦ならびに新生児の薬物療法の具体的な達成目標。

---

- (1) 薬物療法の基本、薬効、副作用、禁忌薬を理解したうえで薬物療法を行うことができる。
- (2) 薬剤の適応を理解し、適切に処方できる。
- (3) 妊婦の感染症の特殊性、母体・胎内感染の胎児への影響を理解できる。

#### IV -2-5. 産科手術の具体的な達成目標。

- (1) 子宮内容除去術の適応と要約を理解し、自ら実施できる(子宮内膜全面搔爬を含めた子宮内容除去術を執刀医として10例以上経験する)。
- (2) 帝王切開術の適応と要約を理解し、自ら実施できる(執刀医として30例以上、助手として20例以上経験する。これら50例中に前置胎盤/常位胎盤早期剝離を5例以上含む)。
- (3) 産科麻酔の種類、適応ならびに要約を理解できる。

#### IV -2-6. 態度の具体的な達成目標。

- (1) 母性の保護、育成に努め、胎児に対しても人としての尊厳を付与されている対象として配慮することができる。

#### IV -2-7. 評価

専攻医は研修管理システムによって到達度・総括評価を受ける。

### IV -3. 婦人科腫瘍領域

女性生殖器に発生する主な良性・悪性腫瘍の検査、診断、治療法と病理とを理解する。性機能、生殖機能の温存の重要性を理解する。がんの早期発見、とくに、子宮頸癌のスクリーニング、子宮体癌の早期診断の重要性を理解し、説明、実践する。

(1) 以下いずれについても複数例の症例で経験したことがあり、それらに関して説明、診断、あるいは実施することができる（いずれも必須）。

腫瘍マーカーの意義、バルトリン腺膿瘍・嚢胞への対応、子宮頸部円錐切除術の適応、子宮頸部円錐切除術後妊娠時の留意点、子宮頸部円錐切除術後のフォローアップ、子宮筋腫の診断と対応、腺筋症診断と対応、子宮内膜症診断と対応、卵巣の機能性腫大の診断と対応、卵巣良性腫瘍の診断と対応、卵巣類腫瘍病変(卵巣チョコレート嚢胞)の診断と対応、子宮頸管・内膜ポリープ診断と対応、子宮頸癌/CIN 診断と対応、子宮体癌/子宮内膜(異型)増殖症診断と対応、卵巣・卵管の悪性腫瘍の診断と対応。

(2) 以下のいずれについても診断・病態・治療等について説明できる（いずれも必須）。

子宮肉腫、胎状奇胎、侵入奇胎、絨毛癌、Placental site trophoblastic tumor(PSTT)、Epithelial trophoblastic tumor (ETT)、存続絨毛症、外陰がん、腔上皮内腫瘍(VaIN)、外陰悪性黒色腫、外陰 Paget 病、腔扁平上皮癌、腔悪性黒色腫。

(3) 以下のいずれの技能についても経験が必須である。

内診による小骨盤腔内臓器サイズの評価、超音波断層装置による骨盤内臓器の評価、子宮頸部細胞診、子宮内膜細胞診、バルトリン腺膿瘍・嚢胞の切開・排膿・造袋術、子宮内膜組織診、子宮頸管・内膜ポリープ切除術、子宮頸部円錐切除術、付属器・卵巣腫瘍・卵巣嚢腫摘出術、子宮筋腫核出術、単純子宮全摘術。

(4) 以下のいずれの専門技能についても経験していることが望ましい。

腹水・腹腔洗浄液細胞診、腹腔鏡検査、コルポスコピー下狙い生検、胞状奇胎除去術、準広汎子宮全摘術・広汎子宮全摘術、後腹膜リンパ節郭清、悪性腫瘍 staging laparotomy、卵巣・卵管の悪性腫瘍の primary debulking surgery。

#### IV -3-1. 検査を実施し、結果に基づいて診療をすることができる具体的項目

(1) 細胞診

(2) コルポスコピー

(3) 組織診

(4) 画像診断

① 超音波検査：経腔、経腹

② レントゲン診断（胸部、腹部、骨、IVP）

③ MRI

④ CT



#### IV -3-2. 病態と管理・治療法を理解し、診療に携わることができる必要がある具体的婦人科疾患

---

- (1) 子宮筋腫、腺筋症
- (2) 子宮頸癌/CIN
- (3) 子宮体癌/子宮内膜(異型)増殖症
- (4) 子宮内膜症
- (5) 卵巣の機能性腫大
- (6) 卵巣の良性腫瘍、類腫瘍病変(卵巣チョコレート嚢胞)
- (7) 卵巣・卵管の悪性腫瘍
- (8) 外陰疾患
- (9) 絨毛性疾患

#### IV -3-3. 前後の管理も含めて理解し、携わり、実施できる必要がある具体的治療法。

---

- (1) 手術
  - ① 単純子宮全摘術 (執刀医として10例以上経験する、ただし開腹手術5例以上を含む)

② 子宮筋腫核出術(執刀)

③ 子宮頸部円錐切除術(執刀)

④ 付属器・卵巣摘出術、卵巣腫瘍・卵巣嚢胞摘出術 (開腹、腹腔鏡下を含め執

刀医として 10 例以上経験する)

⑤ 悪性腫瘍手術(浸潤癌手術、執刀あるいは助手として 5 例以上経験する)

⑥ 腔式手術 (頸管無力症時の子宮頸管縫縮術, 子宮頸部円錐切除術等を含め

執刀医として 10 例以上経験する)

⑦ 子宮内容除去術 (流産等時の子宮内容除去術を含め悪性診断目的等の子宮

内膜全面搔爬術を執刀医として 10 例以上経験する)

⑧ 腹腔鏡下手術(執刀医あるいは助手として 15 例以上経験する。ただし 1), 4)と

重複は可能)

(2) 適切なレジメンを選択し化学療法を実践できる。

(3) 放射線腫瘍医と連携し放射線療法に携わることができる。

#### IV -3-4. 評価

専攻医は研修管理システムによって到達度・総括評価を受ける。

#### IV -4. 女性のヘルスケア領域

思春期、性成熟期、更年期・老年期の生涯にわたる女性のヘルスケアの重要性を、生殖機能の観点からも理解し、それぞれの時期に特有の疾病の適切な検査、治療法を実施できる。

(1) 以下いずれについても複数例の症例で経験したことがあり、それらに関して説明、診断、あるいは実施することができる（いずれも必須）。

カンジダ膣炎・外陰炎、トリコモナス膣炎、細菌性膣症・膣炎、子宮奇形、思春期の月経異常、加齢にともなうエストロゲンの減少と精神・身体機能に生じる変化（骨量血中脂質変化等）、エストロゲン欠落症状、更年期障害に伴う自律神経失調症状、骨粗鬆症、メタボリック症候群、子宮脱・子宮下垂・膣脱（尿道過可動・膀胱瘤・直腸瘤・小腸瘤）、尿路感染症（膀胱炎、腎盂腎炎）、クラミジア頸管炎、ホルモン補充療法。

(2) 以下のいずれについても診断・病態・治療等について説明できる（いずれも必須）。

膣欠損症（Mayer-Rokitansky-Küster-Hauser 症候群）、Turner 症候群、精巣女性化症候群、早発思春期、遅発思春期、子宮内膜炎、卵管炎、骨盤腹膜炎と汎発性腹膜炎、性器結核、Fitz-Hugh-Curtis、淋菌感染症、性器ヘルペス、バーチエツト病、梅毒、HIV 感染症、臓器間の瘻孔（尿道瘻、膀胱瘻、尿管瘻、直腸瘻、小腸瘻）、月経瘻（子宮腹壁瘻、子宮膀胱瘻、子宮直腸瘻）

(3) 以下のいずれの技能についても経験が必須である。

ホルモン補充療法、子宮脱・子宮下垂の保存療法（膣内ペッサリー）、子宮脱・子宮下垂の手術療法（膣式単純子宮全摘術および上部膣管固定術、前膣壁形成術、後膣壁形成術）。

(4) 以下のいずれの技能についても経験していることが望ましい。

Manchester 手術、膣閉鎖術、Tension-free Vaginal Mesh [TVM] 法、腹圧性尿失禁に対する手術療法（Tension-free Vaginal Tape [TVT] 法）。

#### IV -4-1. 思春期・性成熟期に関する具体的な達成目標

---

- (1) 性器発生・形態異常を述べることができる。
- (2) 思春期の発来機序およびその異常を述べることができる。
- (3) 月経異常の診断ができ、適切な治療法を述べることができる。
- (4) 年齢を考慮した避妊法を指導することができる。

#### IV -4-2. 中高年女性のヘルスケアに関する具体的な達成目標

---

##### (1) 更年期・老年期女性のヘルスケア

- ① 更年期障害の診断・治療ができる。
  - ② 中高年女性に特有な疾患、とくに、骨粗鬆症、メタボリック症候群(高血圧、脂質異常症、肥満)の重要性を閉経との関連で理解する。
  - ③ ホルモン補充療法のメリット、デメリットを理解し、中高年女性のヘルスケアに応用できる。
- (2) 骨盤臓器脱(POP)の診断と適切な治療法を理解できる。

#### IV -4-3. 感染症に関する具体的な達成目標

---

(1) 性器感染症の病態を理解し、診断、治療ができる。

(2) 性感染症(STI)の病態を理解し、診断、治療ができる。

#### IV -4-4. 産婦人科心身症に関する具体的な達成目標

---

(1) 産婦人科心身症を理解し管理できる。

#### IV -4-5. 母性衛生に関する具体的な達成目標

---

(1) 思春期、性成熟期、更年期・老年期の各時期における女性の生理、心理を理解し、適切な保健指導ができる(思春期や更年期以降女性の腫瘍以外の問題に関する愁訴に対する診断や治療を担当医あるいは助手として5例以上経験する)。

(2) 経口避妊薬や低用量エストロゲン・プロゲスチン薬の処方(初回処方時の有害事象等の説明に関して、5例以上経験する)

#### IV -4-6. 評価

---

専攻医は研修管理システムによって到達度・総括評価を受ける。

## 資料 2 修了要件

専攻医は専門医認定申請年の4月末までに、研修管理システム上で修了申請を行う。手術・手技については、専門研修プログラム統括責任者または専門研修連携施設担当者が、経験症例数に見合った技能であることを確認する。専門研修プログラム管理委員会は、5月末までに修了判定を行い、修了と判定した場合には研修修了証明書を専攻医に送付する。修了と判定された専攻医は日本専門医機構の産婦人科専門医委員会に専門医認定試験受験の申請を行う。各都道府県の地方委員会に専門医認定試験受験の申請を行う。地方委員会での審査を経て、日本産科婦人科学会中央専門医制度委員会で専門医認定一次審査受験の可否を決定する。

### 1) 専門研修の期間と形成的評価の記録

a) 専門研修の期間が3年以上あり、うち基幹施設での研修は6か月以上24か月以内（研修期間が3年を超える場合には延長期間の研修を基幹施設で行うことは可）の期間含まれる。産婦人科専門研修制度の他のプログラムも含め基幹施設となっていない施設での地域医療研修が1月以上ある。常勤指導医がいない施設での地域医療研修は12ヶ月以内である。

b) 到達度評価(4-①)が定められた時期に行われている。

c) プログラムの休止、中断、異動が行われた場合、5-⑪の条件を満たしている。

### 2) 研修記録(実地経験目録、症例レポート、症例記録、学会・研究会の出席・発表、学術論文)

施設群内の外勤で経験する分娩、帝王切開、腹腔鏡下手術、生殖補助医療などの全ての研修はその時に常勤している施設の研修実績に加えることができる。

a) 分娩症例150例以上、ただし以下を含む（(4)については(2)(3)との重複可）

(1) 経膈分娩；立ち会い医として100例以上

(2) 帝王切開；執刀医として30例以上

(3) 帝王切開；助手として20例以上

(4) 前置胎盤症例(あるいは常位胎盤早期剥離症例)の帝王切開術執刀医あるいは助手として5例以上

b) 子宮内容除去術、あるいは子宮内膜全面搔爬を伴う手術執刀10例以上(稽留流産を含む)

c) 膣式手術執刀10例以上(子宮頸部円錐切除術、子宮頸管縫縮術を含む)

d) 子宮付属器摘出術(または卵巣嚢胞摘出術)執刀10例以上(開腹、腹腔鏡下を問わない)

e) 単純子宮全摘出術執刀10例以上(開腹手術5例以上を含む)

f) 浸潤がん(子宮頸がん、体がん、卵巣がん、外陰がん)手術(執刀医あるいは助手として)5例以上

- g) 腹腔鏡下手術（執刀あるいは助手として）15 例以上（上記 d、e と重複可）
  - h) 不妊症治療チーム一員として不妊症の原因検索（問診、基礎体温表判定、内分泌検査オーダー、子宮卵管造影、子宮鏡等）、あるいは治療（排卵誘発剤の処方、子宮形成術、卵巣ドリリング等）に携わった（担当医、あるいは助手として）経験症例 5 例以上
  - i) 生殖補助医療における採卵または胚移植に術者・助手として携わるか、あるいは見学者として参加した症例 5 例以上
  - j) 思春期や更年期以降女性の愁訴（主に腫瘍以外の問題に関して）に対して、診断や治療(HRT 含む)に携わった経験症例 5 例以上（担当医あるいは助手として）
  - k) 経口避妊薬や低用量エストロゲン・プロゲステン配合薬の初回処方時に、有害事象などに関する説明を行った経験症例 5 例以上（担当医あるいは助手として）
    - l) 症例記録：10 例
    - m) 症例レポート（4 症例）（症例記録の 10 例と重複しないこと）
    - n) 学会発表：本産科婦人科学会中央専門医制度委員会が定める学会・研究会で筆頭者として 1 回以上発表していること
    - o) 学術論文：日本産科婦人科学会中央専門医制度委員会が定める医学雑誌に筆頭著者として論文 1 編以上発表していること
    - p) 日本産科婦人科学会学術講演会参加 1 回、日本専門医帰国が認定する専門医共通講習（医療倫理 1 回、医療安全 1 回、感染対策 1 回）の受講、および、産婦人科領域講習の受講 10 回以上。産婦人科領域講習は 3-learning による受講を 3 回まで認めるが、同一の講習会受講を重複して算定できない。
- 3) 態度に関する評価
- a) 施設責任者からの評価
  - b) メディカルスタッフ（病棟の看護師長など少なくとも医師以外のメディカルスタッフ 1 名以上）からの評価（指導医が聴取し記録する）
  - c) 指導医からの評価
  - d) 専攻医の自己評価
- 4) 学術活動に関する評価
- 5) 技能に関する評価
- a) 生殖・内分泌領域
  - b) 周産期領域
  - c) 婦人科腫瘍領域
  - d) 女性のヘルスケア領域
- 6) 指導体制に対する評価
- a) 専攻医による指導医に対する評価
  - b) 専攻医による施設に対する評価

- c) 指導医による施設に対する評価
  - d) 専攻医による専門研修プログラムに対する評価
  - e) 指導医による専門研修プログラムに対する評価
- 7) 公益社団法人日本産科婦人科学会会員であること



### ※聖隷浜松病院産婦人科研修プログラムの概要 (資料3)

聖隷浜松病院産婦人科専門研修プログラムでは聖隷浜松病院産婦人科を基幹施設とし、連携施設とともに研修施設群を形成して専攻医の指導にあたる。これは地域医療を経験しその特性の習熟を目的とし、高度かつ安定した地域医療の提供に何が必要かを勘案する能力がある専門医の育成に寄与するものである。連携施設には得意とする産婦人科診療内容があり、基幹施設を中心として連携施設をローテートする事で生殖医療、婦人科腫瘍、周産期、女性のヘルスケアの4領域を万遍なく研修する事が可能となる。

産婦人科専攻医の研修の順序、期間等については、個々の専攻医の希望と研修進捗状況、各施設の状況、地域の医療体制を勘案して、聖隷浜松病院産婦人科専門研修プログラム管理委員会が決定する。

### ※聖隷浜松病院産婦人科研修施設群

#### 基幹施設

聖隷浜松病院

#### 連携病院

静岡県：浜松医科大学附属病院、磐田市立総合病院、中東遠総合医療センター

新潟県：長岡赤十字病院、長岡中央総合病院、立川総合病院、上越総合病院、  
新潟県立中央病院、佐渡総合病院

山形県：荘内病院

富山県：富山赤十字病院

千葉県：旭中央病院、増田産婦人科

埼玉県：済生会川口病院

東京都：東京北医療センター

岡山県：倉敷中央病院

聖隷浜松病院産婦人科（基幹施設）における標準的な週間スケジュール

	月	火	水	木	金
朝	婦人科術前カンファレンス	周産期カンファレンス	抄読会 婦人科腫瘍カンファレンス	分娩症例検討会	症例検討会 生殖医療カンファレンス
午前	病棟 外来 手術	病棟 外来 手術	病棟 外来 手術	病棟 外来 手術	病棟 外来 手術
午後	病棟 外来 手術	病棟 外来 手術	病棟 外来 手術	病棟 外来 手術	病棟 外来 手術
夕方		周産期合同カンファレンス（毎週） 病理カンファレンス（隔週）			CPC（1/月）

その他：

学会予行・学会報告（随時）

静岡県西部周産期検討会（3回/年）

聖隷産婦人科セミナー（3回/年）

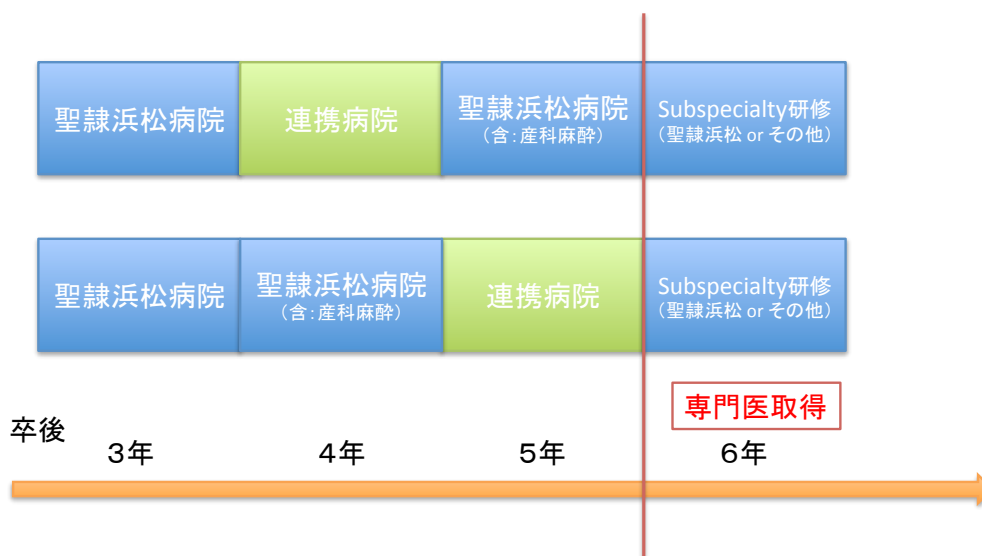
静岡県産婦人科学会（2回/年）

浜松産婦人科医会講演会（6回/年）

など

## ※聖隷浜松病院産婦人科研修プログラムの具体例

初期臨床研修を終えた後、聖隷浜松病院産婦人科専門研修プログラムでは専攻医は3年間で修了要件を満たし、専門医たる技能を修得できる。聖隷浜松病院専門研修プログラムの連携施設は4施設あり（2016年2月現在）、基幹病院である聖隷浜松病院以外にも、各施設が多くの症例数を持っておりバリエーションにとんだ研修が可能である。聖隷浜松病院産婦人科研修プログラムで経験できる症例数は修了要項を十分に満たすものであり、さらに充実した経験を積みながら専門研修を行えることが本プログラムの特徴である。専門医取得後は周産期、婦人科腫瘍、生殖医学や女性ヘルスケアといったさまざまなサブスペシャリティ分野での活躍が期待され、ゆくゆくはサブスペシャリティ領域の専門医や認定医を目指すこととなる。また大学院へ進学し、医学研究を志すことも可能であり、聖隷浜松病院産婦人科研修プログラムは専門医取得後も産婦人科領域で十分に活躍できるようにそれぞれの進路に沿った相談を行っている。



聖隷浜松病院産婦人科研修プログラムでは専門研修コースとして「産婦人科全般コース」を設けている。「産婦人科全般コース」は産婦人科一般を幅広く診療できることを目標とし、基幹病院である聖隷浜松病院を中心として、分娩や手術、希少疾患などを学び、連携施設における12ヶ月の研修により地域医療としての産婦人科診療を学び、日本産科婦人科学会専門医の取得を目指す。同時に産科麻酔研修として産婦人科専門医に必要な麻酔の知識と技能を身につける。一般的な専門研修コールは3年間であるが、専門医取得学年である4年目も含めて産婦人科に必要なオールラウンドな知識・技能・態度を修得することを目的としている。さらに、希望者は「産婦人科全般コース」に在籍中から浜松医科大学との連携大学院

(社会人大学院)により学位取得を目指すことも可能であり、専門医取得後に大学院進学も可能である。また、専門医取得後には subspecialty 領域の研修へのステップアップも可能である。

産休・育休や病気療養などにより通常コースでの研修が困難な場合は、1年間のプログラムの延長も含めて休職や労働時間に配慮したプログラムも可能である。この場合はプログラム統括責任者と相談の上、プログラム内容を決定する。ただし、到達目標、経験目標、プログラム修了要件は変更しない。

### ※Subspecialty 専門医の取得に向けたプログラムの構築

聖隷浜松病院産婦人科研修プログラムは専門医取得後に専門医・認定医取得へつながるようなものとする。聖隷浜松病院産婦人科では以下の専門医・認定医の取得が可能である。

- ・ 日本周産期・新生児医学会： 母体・胎児専門医
- ・ 日本婦人科腫瘍学会： 婦人科腫瘍専門医
- ・ 日本生殖医学会： 生殖医療専門医
- ・ 日本女性医学学会： 女性ヘルスケア専門医
- ・ 日本産科婦人科内視鏡学会： 技術認定医
- ・ 日本超音波医学会： 超音波専門医
- ・ 日本人類遺伝学会、遺伝カウンセリング学会： 臨床遺伝専門医
- ・ 母体保護法指定医
- ・ 日本がん治療認定医

専門医取得後には、「Subspecialty 産婦人科医養成プログラム」として、産婦人科4領域の医療技術向上および専門医取得を目指す臨床研修や、リサーチマインドの醸成および医学博士号取得を目指す研究活動も提示する。

## 専攻医研修マニュアル（資料 4）

### I 専門医資格取得のために必要な知識・技能・態度について

- (1) 産婦人科研修カリキュラムに則り研修を行い、全修得目標において、達成度自己評価が「3. 最低限達成した」以上、指導医、プログラム統括責任者、の評価が「3. 普通」以上であること。

### II 経験すべき症例、手術、検査などの種類と数について

- (1) 分娩症例 150 例、ただし以下を含む（症例の重複は可）
  - ・ 経膈分娩立ち会い医として 100 例以上
  - ・ 帝王切開執刀医として 30 例以上
  - ・ 帝王切開助手として 20 例以上
  - ・ 前置胎盤あるいは常位胎盤早期剥離症例の帝王切開執刀医（あるいは助手）として 5 例以上
- (2) 子宮内容除去術、あるいは子宮内膜全面搔爬を伴う手術執刀 10 例以上（稽留流産を含む）
- (3) 膈式手術執刀 10 例以上（子宮頸部円錐切除術、子宮頸管縫縮術を含む）
- (4) 子宮付属器摘出術（または卵巣嚢胞摘出術）執刀 10 例以上（開腹、腹腔鏡下を問わない）
- (5) 単純子宮全摘出術執刀 10 例以上（開腹手術 5 例以上を含む）
- (6) 浸潤癌（子宮頸癌、体癌、卵巣癌、外陰癌）手術（助手として）5 例以上
- (7) 腹腔鏡下手術（執刀あるいは助手として）15 例以上（上記(4)、(5)と重複可）
- (8) 不妊症治療チーム一員として不妊症の原因検索（問診、基礎体温表判定、内分泌検査オーダー、子宮卵管造影、あるいは子宮鏡等）、あるいは治療（排卵誘発剤の処方、子宮形成術、卵巣ドリリング等）に携わった（担当医、あるいは助手として）経験症例 5 例以上
- (9) 生殖補助医療における採卵または胚移植に術者・助手として携わるか、あるいは見学者として参加した症例 5 例以上
- (10) 思春期や更年期以降女性の愁訴（主に腫瘍以外の問題に関して）に対して、診断や治療(HRT 含む)に携わった経験症例 5 例以上（担当医あるいは助手として）
- (11) 経口避妊薬や低用量エストロゲン・プロゲスチン配合薬の初回処方時に、有害事象などに関する説明を行った経験症例 5 例以上（担当医あるいは助手として）

註：施設群内の外勤で経験する分娩、帝王切開、腹腔鏡下手術、生殖補助医療などの全ての研修はその時に常勤している施設の研修実績に加えることができる。

### III 自己評価と他者評価

- (1) 日常診療において機会があるごとに達成度評価を行い、指導医の評価を得る。
- (2) 経験すべき症例、手術、検査などについてはそれぞれ一定の症例数を経験した時点で自己評価と指導医による評価を行い、到達目標の達成程度を確認する。
- (3) 年1回は達成度評価として研修管理システムに自己評価を記録し、指導医による評価、プログラム統括責任者の評価、医師以外のメディカルスタッフ1名以上による評価を得る。
- (4) 研修終了前に総括的評価として研修管理システムに自己評価を記録し、指導医、プログラム統括責任者らの評価を得る。

### IV 専門研修プログラムの修了要件

- (1) 日本専門医機構が認定した専門研修施設群において常勤として通算3年以上の産婦人科の臨床研修を終了した者。常勤とはパートタイムではない勤務を意味するが、パートタイムであっても週5日以上勤務は常勤相当として扱う。また、同期間のうち、出産に伴う6ヶ月以内の休暇は1回までは研修期間にカウントすることができる。疾病での休暇は6ヶ月まで研修期間にカウントすることができる。なお、疾病の場合は診断書を、出産の場合は出産を証明するものが必要である。週5日未満の勤務形態であっても週20時間以上であれば短時間雇用の形態での研修も3年間のうち6ヶ月まで認める。留学、病棟勤務のない大学院の期間は研修期間にカウントできない。いずれの場合も常勤での専攻医研修期間が通算2年半以上必要となる。
- (2) 産婦人科関連の学会・研究会で筆頭者として1回以上産婦人科に関する発表をしていること
- (3) 筆頭著者として論文1編以上発表していること。この論文は産婦人科関連の内容の論文で、原著・総説・症例報告のいずれでもよいが抄録や会議録は不可である。査読制を敷いている雑誌であること。査読制が敷かれていれば商業誌も可だが、院内雑誌は不可である。但し医学中央雑誌又はMEDLINEに収載されており、かつ査読制が敷かれている院内雑誌は可とする。
- (4) 本マニュアルII-(1)～(11)に示されている症例数について、いずれについてもそれ以上の経験症例数があり、かつI-(1)の要件を満たし、かつIV(1)書類すべて用意できることが明らかな場合。
- (5) 研修を行った専門研修施設群の専門研修プログラム管理委員会で研修の修了が認められている。

### IV 専門医申請に必要な書類と提出方法

- (1) 必要な書類

- 1) 専門医認定申請書
- 2) 履歴書
- 3) 研修修了証明書
- 4) 学会発表記録（様式：学会発表）、筆頭者として1回以上
- 5) 学術論文（様式：学術論文）、筆頭著者として1編以上
- 6) 学会・研究会など参加と講習会受講：日本専門医機構の産婦人科領域研修委員会が定める学会・研究会等に参加し50単位以上取得していること（様式：学会参加記録）。「専門医共通講習受講（医療安全、医療倫理、感染対策の3点に関しては必修なので、各1単位は必須）」、「産婦人科領域講習」、ならびに「学術業績・診療以外の活動実績」で計50単位（別添資料1）。

(2) 提出方法

専門医資格を申請する年度の5月末日までに各都道府県の日本産科婦人科学会専門医制度地方委員会に専門医認定試験受験の申請を行う。

## 指導医マニュアル (資料 5)

### I 指導医の要件

以下の a) ~d) の全てを満たすことを指導医認定の基準とする。

a) 申請する時点で常勤産婦人科医として勤務しており、産婦人科専門医の更新履歴が 1 回以上ある者。

b) 専攻医指導要綱に沿って専攻医を指導できる者。

c) 産婦人科に関する論文で、次のいずれかの条件を満たす論文が 2 編以上ある者 (註 1)

(1) 自らが筆頭著者の論文

(2) 第二もしくは最終共著者として専攻医を指導し、専攻医を筆頭著者として発表した論文

註 1) 産婦人科関連の内容の論文で、原著・総説・症例報告のいずれでもよいが抄録、会議録、書籍などの分担執筆は不可である。査読制 (編集者により校正を含む) を敷いている雑誌であること。査読制が敷かれていれば商業誌でも可であるが院内雑誌は不可である。ただし医学中央雑誌又は MEDLINE に収載されており、かつ査読制が敷かれている院内雑誌は可とする。

d) 日本産科婦人科学会が指定する指導医講習会を 3 回以上受講している者 (註 2)

註 2) 指導医講習会には (1) 日本産科婦人科学会学術講演会における指導医講習会、(2) ブロック単位の産科婦人科学会学術講演会 (連合産科婦人科学会学術講演会 + 北海道産科婦人科学会学術講演会) における指導医講習会、(3) e-learning による指導医講習、(4) 第 65 回および第 66 回日本産科婦人科学会学術講演会において試行された指導医講習会が含まれる。指導医講習会の回数には e-learning による指導医講習を 2 回含めることができる。ただし、出席した指導医講習会と同じ内容の e-learning は含めることができない。

### 2) 暫定指導医が指導医となるための基準 (指導医更新の基準と同じ)

以下の a) ~d) の全てを満たすことを暫定指導医が指導医となるための基準とする。

a) 産婦人科診療に常勤の産婦人科専門医として従事している者。

b) 専攻医指導要綱に沿って専攻医を指導できる者。

c) 直近の 5 年間に産婦人科に関する論文が 2 編以上ある者 (註 1)。著者としての順番は問わない。

d) 本会が指定する指導医講習会を 3 回以上受講している者 (註 2)。

### II. 指導医更新の基準

以下の a) ~d) の全てを満たすことを暫定指導医が指導医となるための基準とする。

a) 産婦人科診療に常勤の産婦人科専門医として従事している者。



- b) 専攻医指導要綱に沿って専攻医を指導できる者。
- c) 直近の5年間に産婦人科に関する論文が2編以上ある者(註1)。著者としての順番は問わない。
- d) 本会が指定する指導医講習会を3回以上受講している者(註2)。

### III 指導医として必要な教育法

- (1) 指導医は日本専門医機構、日本産科婦人科学会、専門研修施設群に所属する医療機関が提供する指導医講習会、FD講習会などに参加し、指導医として必要な教育を積極的に受けること
- (2) プログラム統括責任者は指導医がII-(1)の講習に参加できるように取りはからうこと
- (3) II-d)の講習会での教育を生かし、専攻医に達成度評価、総括的評価を行うこと
- (4) 専攻医の求めに応じて、精神的、社会的な問題についてもアドバイスを行うこと。必要に応じて専門研修プログラム管理委員会などで専攻医が抱える問題への対応を協議すること。ただし専攻医のプライバシーの保護には十分に留意すること。
- (5) 自らの言動がセクハラ、パワハラなどの問題が生じないように留意すると共に、専門研修施設群内の指導者同士でも、このような問題が発生しないように留意すること。

### IV 専門医に対する評価法

- (1) 日常診療において常時、達成度評価を行うように心がけること。
- (2) Web上で日本産科婦人科学会が提供する産婦人科研修管理システム(以下、産婦人科研修管理システム)上で、経験すべき症例、手術、検査などについてはそれぞれ一定の症例数を経験した時点で達成度評価を行うこと。
- (3) 1年に一度以上、産婦人科研修管理システム上で、全項目の達成度評価を行うこと。
- (4) 研修終了の判定時には、産婦人科研修管理システム上で、当該専攻医について総括的評価を行うこと。
- (5) 評価にあたって、自らの評価が低い場合には、同僚の当該専攻医に対する評価も聴取し、独善的は評価とならないよう留意すること。